矯正図書館

監獄雜誌

第七卷第六號

目錄

●論說……（一頁）
●府縣監獄費國庫補助法に就て
●監獄改良論（第七回）　佐川環
●歐米監獄要錄……（七頁）
●在伯林小河氏より小林（大阪）櫻井、六角、新妻、白倉、各典獄へ書翰
●同上眞木典獄へ書翰
●同上香川縣笠原看守長へ書翰
●同上五月二日附學會へノ通信
●飜譯……（十八頁）
●罪囚感化方
●監獄教誨……（二十一頁）
●教誨と時間　在東京　山科凌雲
●客貌教誨（承前）　愛知縣教誨師　山田大應
●監獄彙報……（二十五頁）
●十數件
●問答……（二十八頁）
●應答、質義數十件
●雜錄……（四十七頁）
●諸囚事項と云ふに就て（承前）
●痲癲者の刑事上に於ける責任（承前）
●監獄作業の競爭請負法に就て　S U 生
●入浴度數及食事時間
●看守宿料に就て
●懲治人の動作時間に就て
●雜報……（五十八頁）
●十數件

警察監獄學會發兌

◉會告

監獄雜誌前金相切レ候諸君及後金拂込ノ約アル御著中本誌即第七卷第六號迄ノ代金ハ半期計算上七月十日前本會へ到達スヘキ樣悉皆御送金相成タシ又監獄學初、再版代金中當六月迄ノ月賦金及種々ノ事情ニ依リ月賦殘金延滯ノ向ハ是又七月十日ヲ期シ是非共御拂込被下度特ニ及御請求候也

明治廿九年六月

警察監獄學會會計部

集金御主任官

購讀者各位

◉寄書規定

第一　監獄雜誌へ掲載の材料として玉稿御送付被下候節は、罫紙、白紙を問はず、半紙、美濃紙の內を以一行（若くは二行にて）二十三字詰となし、其字体を判明に、且假名は可成平假名にて御記載相成たし但鉛筆は植字の際消滅し易きを以て普通の筆墨にて御認め被下たし

第二　質疑、應答の外は一項毎に都て別紙に御記載相成たし但問答と雖質疑と應答とは又別紙に御認めあらんことを乞ふ

第三　表題、（地名署名）姓名（又は號）は本文の前に御記載被下若し御匿名なるときは地名（署名）姓名は編輯部參考の爲め欄外に御認め相成たし

第四　質疑に對する應答中緊要と認る事項に就ては、學士大家の審査を乞ひ其明解を付するとあるへし

第五　毎月二十日前（十二月には特に十五日前）本會へ御送附の分は其月發行の本誌へ、其以後到達の分は翌月の誌上へ掲載すへきものと御承知被下たし

質疑の應答は勿論本誌全体の記事に就き議論を上下せらるゝ時は可成次號へ投書相成たし

◉警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上內務大臣閣下題字　內務省警保局長　小野田元熙君序文

司法次官　清浦奎吾君序文　帝國大學法科大學長教授法學博士　穗積陳重君序文

神奈川縣知事　中野健明君序文　內務省土木局長兼參事官文學士　都筑馨六君序文

靜岡縣知事　小松原英太郎君序文　內務省參事官文學士　久米金彌君序文

神奈川縣典獄　小河滋次郎君編著

監獄學　全

（監獄構造法石版密圖數拾葉入）

司法次官　清浦奎吾君序文　內務省傭獄務顧問　故フヲン、ゼー、バッハ君序文

東京集治監典獄　石澤謹吾君序文　內務書記官文學士　久米金彌君序文

前宮城集治監典獄　八木秀太郎君跋　神奈川縣典獄　小河滋次郎君編著

日本監獄法講義

完

静岡縣知事小松原英太郎君演述

監獄費國庫支辨論　完

司法次官清浦奎吾君序文
宇川盛三郎君序文　神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯

獨逸監獄管理法　完

静岡縣知事小松原英太郎君序文　内務參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
内務書記官文學士久米金彌君序文　神奈川縣典獄小河滋次郎君著

看守必携獄務提要　完

静岡縣知事小松原英太郎君題字　前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
宮城縣典獄山崎義德君序文　宮城集治監教誨師藤吉習教君著

監内掲示條目辯解　全

矯正図書館

監獄雜誌第七卷第六號

論說

●府縣監獄費國庫補助法に就て

監獄は國法に悖戻する所爲ある者に對し國權を以て之を監禁し刑罰を執行するの場所にして隨て其費用は國庫負擔に屬するものなることは學者政治家の夙に是認する所にして今更に予輩の喋々を要せず、然り而して其理由の如きは先年政府か第二議會以下に於て政府の提出に係る府縣監獄費國庫支辨法案の理由書に依て見るも實に明かなる事實にして說き盡して殆と餘蘊なきか如し、既に如此監獄費の性質國庫負擔のものたるにも拘はらず當時不幸にも一再の非決を見るに至り爾來今日に至る迄依然地方稅支辨に屬する所以のものは其事由種々なりと雖も要するに當時政府が政費節減に因て生する國庫將來の餘裕六百五十萬圓の內を以て國庫支辨の舊に復し一方に於ては監獄費支辨方の適正に歸せしめ又他の一方に於ては地方負擔を輕減せしめんとの精神なりしに議會多數の趨勢は大に之に反して監獄費用の國庫負擔たる性質を辨知するにも拘はらす此剩餘金を以て他の目的殊に地價修正に充用せんとの考按たりしより無謂該法案をして消滅に屬せしめたるは業既に識者の遺憾とする所にして予輩も又不幸を嘆したり、予輩か今日更に此言を繰返すは聊か死者の齒を數ふるの慨みなきにあらすと雖も尙ほ退て熟ら之を考ふるに又大に理由の存するあり

矯正図書館

敢て昨夢を複說し予輩の希望を述べんと欲す讀者幸に之を諒せよ

右の如く予輩か監獄費の國庫支辨を熱心希望するにも拘はらす議會か再三之を非決し去りたるは遺憾限りなしと雖も當時輿論の傾向實に止むを得ざるものありて遂に折角の餘稿も何の爲す所なくして終りしこと呉々も慨みとする所なり、然れとも予輩は不幸にも此挫折の結果を見るに至りしは未だ其時機の宜しきを得ざりしものとして痴者の愚を學ぶものにあらす、予輩か平素本議の實行を見んとするの熱誠は今日却て益々熾盛なるものあり片時も之を忘却するものにあらざることは本誌か從來の紙上に於て表白する所に因て讀者の既に了知せらるゝ所ならん予輩は此機に於て茲に一個の希望を表白し以て當局者の猛斷を請ひ併せて識者の贊同を得んと欲す

惟ふに今日戰勝國か戰後の經營として從事せられつゝある軍備擴張即ち軍艦製造及造兵費の如き急務中の急なるものとして當局者の百方苦慮したる末政府は或は從來の稅率を增嵩し或は新に稅源を求め而して其結果として從來地方稅の一部分を占めたりし營業稅は國稅に移し國庫の收入に屬せしめられたり而して他の一面に於ては從來國庫の收入たりし菓子稅船車稅等を全廢せられたるを以て地方稅之か補償を此等に求め得べしと雖とも然れとも地方稅の財源に大なる影響を及ぼしたることは疑ふべくもあらず從前に在りてすら地方稅の負擔重きに過くるの感時に或は之ありしに今や一方に於ては其稅源に於て幾部を削られ而して他の一方に於ては監獄改良上經費の增加を要求するもの益々多からんとす惟ふに吾輩か監獄改良上希望する所一にして足らす看守の俸給を增加して吏員其人を得さしめ獄舍を改造して衛生戒護上等便宜を得んとする皆之れ經費の增嵩を要せざるものなし斯の如く一方に於ては地方稅の財源稍く狹濟ならんとするに際し、一方に於ては監獄改良上の需求は益々經費の增加を必須とす此の場合に處する之を奈何せば可なるか惟ふに當局者も又深く苦心焦慮せらるゝ所ならんか蓋し監獄改築の如きは斯道前途の爲め緊急避くべからさる的の費用に屬し地方の負擔に耐へすとして決して等閑に附すべからざるは勿論益々之れが起業を奬勵し監獄の改善其ものをして全成を他日に擧けしめんことを當局者及び政府が潜心從事すべき責任なりとす況んや改正條約實施の期日前に迫り歐米文明國人を我監獄の下に拘禁するの日近きに於てをや如何ぞ今日姑息苟安を許すの秋ならんや、既に監獄の改築新營及び內部改良の急務あること如此きありと雖も目下の形勢未た決して府縣監獄費の全部をして地方稅支辨より國庫に移すの時期にあらざることは前述の如く戰後經營の一層急務なるあり予輩又政府に向て今日斯る英斷を望むものにあらすと雖も少くとも地方稅の大部分を占めたりし營業諸稅を國庫に移されたるの補塡として一面地方稅の負擔を輕からしひるの責任あることは少しく地方行政の經濟に通するもの、熟知する所にして夙に爭ふべからざるの事實なり、予輩此頃道路に聞けり先きに地方官會議の際各府縣知事より當局大臣に向て建議せられたる事項の內に從來國庫の補助に係る警察費の補助割合を今一層增加せられんことを請ふの件も正くし其一問題たりしことを、然り果して事實なりとせば是等又た地方稅の負擔を輕減せんとの一策に相違なしと雖も警察費に對しては從前國庫補助あり此上倘り警察費にのみ補助額を增加せんとは何ぞ爾かく警察にのみ厚くして劫て性質國庫の負擔に屬すべき監獄に對しては冷淡なるや故に予輩は今日政府に向て切に希望すらく地方官か警察費の補助額を增加せられんことを請ふの筆法を以て且は監獄費用の國庫負擔たるべき性質の點より云ふも他日監獄費の全部を國庫支辨の舊に復するの第一着歩として是非府縣監獄費に對し幾分の國庫補助を附與せらるゝの制を立てられんことを、而して其方法割合の如きは姑らく之を措くも條理上及び權衡上に於て爾かくなかるべからざることは予輩は茲に斷言を憚からざるなり故に予輩か意見として茲に之を言はしめは

監獄雜誌　第7巻 第6号

矯正図書館

監獄費國庫支辨は予輩か昔日の希望なりと雖も目下の形勢能く之を斷行するの餘裕なきを以て幷は別問題として他日に讓り差當り從來地方稅に屬せし營業諸稅を地方經濟より除去したる結果の補塡として全國府縣監獄に百万圓內外の補助額を國庫より付與せられんことを我政府に向て希ふものなり、今日現に警察費に補助せられつゝある金額合計九拾万圓內外なりと云ふ去れは是れと等しく百万圓內外の金額を監獄費の補助に仰かんか彼是權衡を失することなく是より監獄改善の端緒頗に洞開せん尙ほ之を例言せんか假りに新たに全國府縣監獄費に年々九拾万圓の補助金を付與せられんか之を全國府縣に割付するも一府縣平均二万圓に相當し此二万圓の金額は監獄費金額に對し尙に僅少なるか如しと雖も少くとも改築新營の議を可決せしむるの前提となり楷梯となり獄舍の改善に一大促進を與へ一面看守の增俸廳費旅費等の不足を償ふに足り從來社會の裏面に置かれし監獄行政も從て光輝を放つこと又以て易々たるのみ、當局監獄官聽幸に予輩の卑見を容れせめては監獄費國庫補助法案なるものを第十議會に提出するの勇氣あるか、予輩は信す政府か必す此方針に出てられんことを予輩は渴望して措く能はざる所なり

付言す予輩は府縣監獄費全部國庫支辨論者の提議者なり敢て前說を蠲かへすものにあらざるは勿論今日尙ほ依然として前說の主論者に相違なしと雖も刻下の大勢能く大成を速了せしむるの時期ならざるを信するの餘り數步を讓りせめては監獄費國庫補助法案の出つるを希望するの止むを得ざるの微衷に出つ幸に該補助法案にして果して實施の曉を見んか全部國庫支辨法の端緒として予輩之を慶せざるを得ざるなり讀者以て如何となす

●監獄改良論（第七回）

佐川環

●組織第四人的改良

典獄撰擇の方案及其位地待遇等は粗ぼ已に論じ畢れり是れより書記及看守長の撰擇方法に及ふが今の官制の表面に於て順序なるへけれとも吾輩は此に一箇の論題あり苟も斯論題を共許するに非らさるよりは所云根本的改良を斷行すること能はす幾回改良を加ふるも既往の迹を觀察すれは恰も閻散なる老隱か瓢箪を研くに均し回一回研來りて光澤を放つも瓢箪は依然たる瓢箪にして未た曾て其價を增さす是れと同く從來如何に監獄に改良を加へ舊垢を洗滌するも唯是れ枝末に滯りて根本に及はさるか故に監獄は尙依然として舊態を改め去らす隱然として牢屋の遺風を存し吾輩をして言ふに忍びさらしむる者あり是れ吾輩か監獄的保守派の憤怒呵責を避けす監獄改良を論するに根本的の字面を附加する所以なりき

抑監獄は社會罪人の拘禁所にして慘淡たる刑の執行場なりと斷言して憚らさるに至らは何そ斯道の爲に献身的運動を爲さんや又外形の壯飾は如何に嚴格にして正々堂々たるも根本的改良論者の眼中に於ては五十步百步の差異たるのみ要するに從來の物的監獄を改作して心的監獄たるの本地に進行せしむるの大方針を執らさるへからす復讐的頑根の腦裏に盤塞し自由の萌芽を壓伏しつゝある人々は吾輩の所論を讀て驚愕するならん不平を抱て疾視するならん雖其驚愕不平は其人にあり吾輩豈に敢て關する所ならんや吾輩其驚愕子と不平論者とに接して銳勇氣を鼓し精進以て論鋒を進め獅子吼して彌其聲を大にせんとす

監獄を大別して二種とす物界と心界是れなり即形骸と精神との二種世界是れなり而て物心兩者未た始めより別体なるに非らす一体の義用にして即監獄てふ一物体に物的心的の勝用を具足してあり執行と感化とは監獄てふ物体の二大要素にして監獄てふ物体の生命此二者に因て成立せり即執行は外界にして形骸に屬し感化は內界にして心性に屬せり故に典獄は內外兩界を併領兼有せる主能者にして敎誨師は內界を分領し看

監獄雑誌　第7巻 第6号

矯正図書館

守長は外界を占有せり即看守長は父にして教誨師は母なり而て典獄は實に是れ父母たるのみ斯標準に依て監獄てふ物体に屬する權能を分配せは執行權と教務權の二者にして執行權は擧て看守長に屬し教務權は全く教誨師に歸せり而て之れを統該攬括する者は一の典獄あるのみ然るに若し監獄てふ物体に平和的要素の布及を拒否し母の權能を長するを怪ひか如きは復讐的頑根尚未た心底に除却せさるに起因せさるを得す要するに母の占領を擴張するを得ば心界の進歩開發期して致すへきなり且夫れ監獄は一種の國家的現象有り諸般の必要具足せさるへからす就中感化教育の普及を催かし改惡遷善の實功を擧け少年智識の飲滯を暢通して所云善男善女を造り今日の罪囚も滿期放免の後に至りて社會的生產の良民となり道義的純正の益友と化し國稅を實し兵役に從ひ内にしては「ソシヤルヒンク」となり社交的品性を崇め外にしては「アクチーブ子ーシヨン」と爲りて國民的光景を放ち日本てふ邦國をして瑰瑋を儕はしむにる至らは果して如何そや毒性に達して毒を棄てさるは名醫の事なりとは實に至言にあらすや

然るに政府ハ尚ほ未た吾輩と意匠を同ふするに至らす故に教權の擴張を是認せす教權擴張せさるか故に心的現象は鎖閉して顯はれす心的現象開發せさるか故に監獄てふ物体か次第に面目を改ひるにも拘はらす其改良は唯物的の一邊に滯りて未た心的に及はす是以て幾回沿革を經ると雖未た曾て生命を新作するに至らさるなりし即心的現象を開發するの準備として平和的要素の布及を催さゞるへからす平和的要素の布及を求めん歟先つ以て教權を擴張せさるへからす教權を擴張せんか教務を認めて獄制上の要素となし教誨師の職權を定め教誨師をして純乎たる國家の定員となし國家に對し獻身的忠勤を致すを以て己か任となすに至らしめさるへからす教權已に張り教務已に定り教誨師其人を得て監獄の半面を占領せしひる時は心的現象隨て開發し物的監獄は豹變して心的監獄となり復讐的執行は化して改善の美果を奏し日本の監獄此に於て乎始て以て生命を新作するに至らんとす誰れか善哉又善哉と呼はさらんや根本的改良即是れなり而て教權擴張の方法及教誨師撰擇の方法若くは教誨主義等の細論は次號に於て開陳すへし　（未完）

歐米監獄要録

●小河氏より小林（大坂）櫻井、六角、新妻、白倉、各典獄へ書翰

遺啓春暖の候に候處各位先以て益々御清榮可被爲在奉恭賀候次に野生儀不相換瓦全罷在候間乍憚御省慮被下度偖て其後は頓と御疎音打過申譯無之當地監獄事業の義も當局其人を得たるの結果五六年來頓に其面目を更新致し尚ほ着々銳意改良の方針を確定して精勵しつゝ有之候間數年の後は刮目して見るへきの結果を表顯致し可申義に可有之健美此事に候小生當地に參り研究第一に感じ候義は別義に無之「先つ一定の方針を立てゝ之に向つて着々改良の歩武を進むるを要す」との一事に御座候當普國に於ても今尚ほ不完全極まる古の監獄少からず小監獄の如きも又意外に多く其遇囚の紀律の亂雜なる是れで文明國の監獄かとの嘆を發せしひる程の慘狀を極め候もの亦少なしとせす然れども是等の弊を矯正するは既に當局の精算相定まり居候次第に有之遲くも今日の方針を以て推考すれは五六年の後には悉く改良し得らるへく筈に御座候當時分房監獄新監獄の建築中に係るもの内務省所屬の分丈けにても三ケ所有之一ケ所は本年七月中には落成の筈にて昨年中落成の者二ケ所有之悉く「クロー子」翁の設計に成り專門の技師（内務省に監獄建築專門の技師數名あり）之に出張して親しく其工事を督す此外司法省所轄の分も年々改築を行ひ殊に本年度に於ては巨額の監獄改築豫算議會の通過する所と相成候間一層目覺ましき改良を見る義に可有之且つ建築事業には可

成囚徒を利用するの方針を取り一ヶ所に使役したるもの落成の後には之を他監の改築に利用し得るの方法を用ひ居候間追々費用の節減をも見るを得る次第に有之是れは全く監獄費國庫支辨の結果に御座候尚ほ亦當局者の方針に由れは五六年の後迄には全國の監獄をば刑名刑期年齡宗教男女等に依り悉く劃定して一個獨立の監獄となすに有之今日の所にても既に多數は獨立致居候次第此點は最も健美に堪へざる次第に候是等も亦到底監獄費國庫支辨の上ならでは望むへからざる次第に有之國庫支辨の必要は當地に參りて一層強く相感じ申候

監獄作業品數種御惠贈被成下候趣何れ其内拜受可仕御厚情奉深謝候拜受之上は「クロー子」翁始め夫々分配致し可申「クロー子」翁へは既に豫約致置申候處非常に歡び居り申候翁の我が監獄事業に對し同情を有するの深き筆紙に盡し得る所に非らず翁の年齡は今年六十一に有之もの二十年若かりせば是非とも日本に渡航して改良事業の實況を一見せんものをと申居候小生義も又々兩三日中當地出發致し翁の監獄巡閱に隨伴致し可申筈に有之多分小生は目下工事中の分房監獄所在地に滯留して三四ヶ月研究可仕積りに御座候尤御書面類は伯林公使館宛又は左の宿所宛にて御發送願度候

Luisen Str 63ft Berlin Deutschland.

右は不取敢御禮旁々御伺迄申上度如此御座候拜具

四月十五日　伯林ニテ　小河滋次郎

●同上眞木典獄へ書翰

二月廿四日御認めの尊書忙手拜讀時下先以益々御清榮奉敬賀候次に小弟無事碌々罷在候間乍憚御省慮被下度當地も今正さに春は花咲く四月の候と申し度き所に候へども餘寒尙ほ甚だ強く梅も咲かねば鶯も啼かず

ソレハ〳〵殺風景の極に御座候御地先頃中は京城疑獄の御客來にて一層の御多端委は續新聞紙にても承知致し老兄御始め僚友各位の御心勞御察し申上居り候盤根錯節とは是等のことに可有之萬事御好都合にて祝着の至りに奉存候木名瀨兄も兵庫縣へ轉任の由同縣に於ける兄の位置は登龍門とか申ふす說も御座候間何れ其内祝盃を擧ぐるの機も可有之樂み居り申候當地に於ける司獄官は衆て御承知の通り軍人出身の者多數を占め居り候得へども是れは內務省所轄の監獄に限り候ことにて司法省所轄の監獄に於ては軍人出身の者至つて少なく多數は皆な大學出身の法學者を以て充たし申候軍人と法學者と何れが監獄官吏として適當なるかの問題に就ては隨分區々の議論あることに候へども一利あれば一害必らず之れに伴ふ鐵の如き規律を維持する上に就ては固とより軍人の長所として其成蹟の見るもの有之候へども動もすれば輒ち必性の感化に必要なる希望を剪滅し過度に自然の適法を仰壓するの弊に陷るなきを得ず。麻の如き法規慣例を應用運爲するは法學者得意の處なりと雖ども動もすれば輒ち屑々たる繩墨に拘泥して活物に處するの機宜の道を誤まる恐れなき能はず然れども予輩局外の眼を以て比較觀察する所を以て之を見れば要するに軍人は眞面目なれども學者は不眞面目なり軍人は力を行り學者は戈を顧む彼れは其の位置以外に他に轉ずべき適當の位置なきを覺悟して專心以て其の職務に精勵するも此れは沒々として他に沒すべき機會を求めて之れに較替を試みんとす、彼れは監獄官吏と稱せらるゝを以て名譽と心得此れは成るべく此の名稱を避けんとするの傾向あり小事と雖ども亦た以て兩者の平生を知るべきなり、若し我をして監獄長官たらしめんか我れは寧ろ前者に倚らんことを欲す（固とより當地の關係に就て之を言ふなり）內務所轄の監獄を去つて司法所轄の監獄に移る宛然是兵營を辭して書生部屋に入るの想ひあり當局吏員の感化力に賴るものなりと謂はざるを得ず監獄をして兵營たらしむる可なりと謂はす之を書生部屋たらしむるに至つては固とより不可適當の

矯正図書館

人物を得て治獄に當局たらしむるの困難は何國も同じことゝ感じ申候尤も監獄官吏養成のことは近來當國政府殊に當局「クロー子」翁等の最も苦慮營爲しつゝある所に有之獄務研究會開設の如きは即ち其の一例にして此頃また一の內訓を發して看守長監長等は成るべく看守中の適當なる者より之を選拔すべきことを命じ典獄署長等の如きも成るべく理事會記中より推薦すべき內規を定めたりと聞き及び申候因みに「モアビート」監獄の典獄は中佐にして理事三人の內一人は大尉一人は中尉、試補一人大尉にして見習一人亦た是れ少尉なり看守中亦た軍人出身の者六分を占む、頃日看守の射的演習會あり小弟も亦た之れに臨場せしに流石がは素養ある腕前だけありて其熟練なるに感じ入り申候射的の演習の必要あるは看守をして夜警若くは外役の際に銃器を帶ばしむるが爲めに有之殊に「モアビート」に於ては從前兵卒を以て外構の夜警に從事せしめ有之候處一昨年以來斷然之を廢止するに至り候こと故一層銃器の應用を必要とする場合多きに至りたる爲めに御座候監獄の兵備撤去は「クロー子」翁の持論に有之其の著書中にも兵備は不完全なる監獄を姑息的に保護するの便法にて此の制の存する間は新改築事業の普及を見る能はず云々と切論し置かれ候次第先づ手始めに「モアビート」より之を斷行し追ひ〳〵此方針を以て全國に普及せしめらるべき筈に御座候兵備撤去に就ては之れが爲め別に看守の員數を增加したると云ふ譯にもあらざりしを以て一時は隨分困難を感じたる趣に典獄は語られ申候司法所轄の「アレツエンゼー」監獄には高等監獄官吏中殆ど一人の軍人なし（小弟の今日まで知る所にては（吏員の數は「モアビート」に比し多くは皆「ドクトル」の肩書付きにて口と筆とは何れ劣らぬ達者揃ひ、普國監獄協會雜誌の如きも亦た其の本陣を置き專ら此のやかましや連をして編輯の任に當らしむ尙は追ひ〳〵御通信可申上候得共今便は是れにて擱筆仕右は貴酬旁々御伺申上度匆々拜復

四月五日　　岳　洋　生

今日は當地に於ける大祭日にて監獄とても免役となる

●同上香川縣笠原看守長へ書翰

去月廿日御認めの芳書拜讀貴兄先以益々御淸康御奉務之段奉敬賀候次に小生事兎角研學罷在候間御安心被下度貴縣藤澤典獄御始め濱田其他僚友各位にも不相換御淸榮被爲在候由大慶此事に奉存候研究事項に付ては色々御報道致し度き心得には候得共何分多忙執筆之餘暇無之時々在京友人の許へ通信致候もの雜誌等に揭載相成候間是れにて一斑御承知被下度委細の義ハ歸朝の上拜顏又は其他の機會に於て詳述可仕御承引被下度し貴縣監獄事業も各位御盡力の結果著るしく改良進步せられ候趣御同慶の至りに有之殊に看守俸給額增加電燈の實施等健美此事に候此上若し改築事業の御施行相出來候事根本的眞正の改良を期し得られ可申獨り貴縣の爲めのみならず我監獄改根の爲め改築の御實行偏へに切望する所に御座候（中略）ドヲセ改築せらるゝものに候はゞ百年の後を期したる完全無缺のものならんことを望む

臺灣渡航志願之向僚友中に多數有之候趣新社會に出でゝ新事業を試みるも亦た男兒の快事なり唯だ有爲の士が此際ドシ々々逃げ出して肝腎の本家か廢明きにならざる樣致したきものに有之併し監獄官吏を待つことの難き今日の樣なる社會の姿にては獨り臺灣の新天地へのみならず朝鮮、支那、天竺、「シベリヤ」の奧へも「ヲヽストリヤ」の果へも所嫌はず尻に帆を揚げて逃げ出す有爲の人物が隨分少からざるへしと前途甚た懸念の致りに候監獄官吏養成は如何との御質問御座候處養成も何も入つた事には無之待遇さへ善く致し候はゞ求めずして有爲の人物は此事業に集合し來り可申待遇にして改良せられざる上は如何に盡力して養成を施し候とも忽ち羽が生へて何れへか飛び去り可申候獨逸にても目下官吏養成の議論甚だ盛んに有之現に當局の向に於て此點に付て大に苦心致し居る處に御座候得共識者は皆良吏を得んと欲せば監獄官吏の位置を高め俸給を優にするを先手にすべしと唱道致し居候

御質問の四件殖民論は當地に於ける目下の一問題に有之甲論乙駁ナカ々々盛んなることに御座候併し殖民を主張するものは何れも斯業に經驗なき議論一片の學者にして經驗あり識見あるものは多くは之れに反對致し居可申候我國に於ても這般の議論は早晩持ち上り候事に可有之小生も專ら研究を遂げつゝある次第に御座候兼て此點に關する小生の持論は御承知にも可有之併し他日十分研究の上如何に論定を下すべき哉は此に斷言致し難く候

右は貴酬旁々申上度乍末筆藤澤典獄濱田其他の僚友各位へも宜敷御致聲被下度（中略）匆々拜復

四月廿六日

ボン府に於て　岳洋生

●同上五月二日附學會へノ通信

拜啓益々御健勝奉大賀候御國は今將さに櫻花爛熳所謂一刻千金の好時節も過ぎてソロ〳〵夏景の成らんとする頃に可有之候得共當地は今以てナカ〳〵寒氣強く花に對しても一向に春らしき心地も不仕然し目下滯在致し居り候地方は第一の絕景と申す程これあり有名なる來因河に濱し山青く水清く見渡す萬頃の郊野は天眞を以て滿たし昔しゆかしき古城の高く聳ふる山の端に無心に懸くる新月の幽なる景色なんぞ流石に歷史的並びに美術的に由緒少からざる勝地のことゝて見るもの一として感慨を惹起すの種にあらざるは無之候然し小生の伯林を去つて當地に來る決して徒らに此の美山川に心神の保養をなさんとの爲めに無之起りを申せば全く「クロー子」翁の勸誘に出で候義に有之翁の勸誘せし所以のもの第一には予をして當地の大學に教授たる有名なる刑法學者「ゾイフエルト」氏（目下法科大學の教頭たり）に從學せしめんと欲せしこと第二には此の來因地方には新舊の監獄散在し新なるものは飽くまで新に古きものは極端におるく所謂米倉監獄もあれば城塞若くは尼寺を其儘襲用しつゝある監獄もあり或は不完全なる古監獄をば苦心經營して新式的に改造修築せるものあり、小監獄（「カントンゲフエンゲニース」と稱するもの）の多數なる亦た當地方を以て第一とし治獄の制また歷史的政治上の關係より今日に至るも尙一種特色あるもの少からず要するに當地方にあつて獨逸獄制の粹美を學び極弊を探ぐるに最も便宜あるを以てなり第三には目下當地を距る滊車行程一時間足らずの「ヂーグブルヒ」と稱する小都會に於て摸範的分房監獄の新築工事中なるを以て予をして親しく其實際に就て監獄建築の狀況を研究せしめんが爲めなり、其他尙ほ予の健康の爲めに若くは予をして獨逸社會の沿革的實況を知るの便を得せしめんが爲めの老婆心より此の勸誘ありたりとも思はるれど兎に角以上の三理由は予の轉學を促したる重もなるものに有之小生も亦た斯學研究の爲め翁の勸誘に從ふを得策と信じ幸ひ此度も亦た翁の地方巡閱に同行するの機會を得たるに乘じ去月廿日を以て一時、伯林を辭し各地方の監獄觀察を終へて當地に轉學致し申候

御記「ゾイフエルト」博士は伯林大學の「ベルチル」博士並びに「ハルレ」大學の「リスト」博士と相對して獨逸刑法學者の三名家と稱せらるゝ程の大家に有之兼てまた監獄の事業に熱心研究する所あり、本年九月伯林に開かるべき第二回監獄官練習所には氏も亦た「リスト」博士と共に監獄學の講義を擔任せらるべき筈に御座候右第二回練習所の義に就て先般「クロー子」翁より清浦司法次官へも委細文通せられたる由に有之第一回に比すれば一層、利益多かるべしと樂み居り申候小生も九月迄には是非とも再び伯林に引き移り可申積りに御座候

當地と伯林の距離は丁度東京と京都の間位に可有之本邦人の當地に滯留する者は小生の外一人も無之多少寂寥の感なきに非らず然し學校にも行けば監獄にも參り旅行もすべく交際も出來べく「ひま」で困まると云

矯正図書館

ふやふなることは有之間敷く御無沙汰は例に由ての如くなるへく候間不悪御諒恕奉願候

當地方に殺傷罪の多きは特色に有之畢竟人氣の輕躁なるが爲めには可有之候得共此の輕躁を助けて犯罪するに至らしむるもの全く來因の名物の酒と云ふ毒物に歸し可申殊に此の犯罪の多くは日曜日に生ずること恰かも符節を合したるが如く且つ又殺傷以外の犯罪に至るまで調査上、月曜日若くは火曜日に生ずる事實を研究し得たること奇と謂ふべく其原因は多く飲酒の過度に可有之との事に御座候右は此度「デッセルドルフ」市分房監獄視察の際、誨師某氏の研究し得たる結果なりとて親しく同氏より聽く所に有之其所說に曰く來因地方の民俗は一般に快濶にして跌蕩なり、酒嗜む甚しくして動もすれば輙ち歡娛に耽ける而して酒價、また甚だ貴からざるを以て下等勞働社會と雖も晩酌、葡萄の美酒を傾くること敢て甚だ難からず然れども飲めば必ず一盃又一盃、終に亂るゝに至らざれば止まざるは酒客の情なり勞働社會の賃錢を受くるは一般に土曜日を以て例規となす小人罪なし玉抱て罪ありと云ふが如く錢に渇し蓋に渇したる營々辛苦せる身の今は即ち囊中、暖かにして酒肆の前を過ぎる、況んや好いた同士の兩三相携へて遣すがら快談しつゝ來る際に於てをや誰れ誘ふとなく勳機（インスチンクト）は即ち彼等を驅つて酒肆に入らしめ興到つて強飲度なく今は既でに酒に飲されて本心を失し放言は喧嘩となり喧嘩遂には彼の殺傷となる（民俗多くは小刀を懐中にす殊に職工社會に於て然りとす）是れ殺傷罪の日曜日に生ずることの多き所以にして而して其喧嘩若くは殺傷の犯罪に至らざるも酒肆に爛醉して曉天に達する所の者淨き日曜の寺鐘に覺破せられて漸く我れに歸へり顧みて囊中を探ぐれば昨得る所今はすでに一邊の餘錢なし是を以て空しく家に歸へらんか妻子の飢を訴ふるを如何せん毒を喰はゞ皿までの自棄心は此に生じ諸種の犯罪は即ち此一瞬時間に胚胎せられ或は竊盜となり或は強盜となり或は自殺となり或は虐待となり其他あらゆる非爲悖行となつて其事實は月曜日又は火曜日に發現す殊に男女に拘はらず自殺の多數は月曜日又は火曜日に於てせらるゝと最も注意すべき所なり云々と小生固と先天的下戸にして酒の利害を論ずる資格なしと雖ども酒の直接間接に犯罪の因を爲すこと識者の夙に確認する所にして酒にして若し果して禁じ得らるべくんば之が爲に世の犯罪を減少し得んこと固とより火を覩るよりも明らかに少くも此來因地方に於ける犯罪人の三分一以上は獨逸囚人の名簿に上らさりしことなるべく若くは名簿より刪除し得られ能ふべきなり禁酒會若くは節酒會のこと吾人此の事業に從事するものに取りては豈に一顧の價なしとせんや、予禁酒會のことを以て之を右の教誨師先生に質し先生にして若し果して斯くの如く酒と犯罪の關係を調査して酒の斯くの如くに社會に害あるを認識せられたらんには社會に對して禁酒を勸誘せらるゝはさなきだに先生の神使としての天職なるに非ずやと論述せしに某氏之れに答へて曰く禁酒は人生自然の性情に戻る到底望むべくして行ふべきことに非らず予は敢て是を以て之を世人に勸誘する能はず我國未た一般に禁酒の主義を信奉するもの甚だ少なく禁酒會なるもの獨逸に於ては名あるも殆んど其實なしと云ふも可なり予自ら酒を嗜み然れども善く節酒す予の人に說くも亦た節酒家たらんことを以てす云々と予は氏の意見に滿足する能はず言、少しく危矯に涉りたるの嫌らひはなきにあらざりしが予の意見として他は兎も角少しく世の勸化敎導の大任に膺る所の者己れ一個人だけにても責めて禁酒するの必要なるべきを論じ併はせて我國宗敎社會に藪酒の禁戒あるを語り我が監獄敎誨師なぞに一人として飲酒する者あるを見すとまで稍々極端に吹聽致し候處傍らに「クロー子」翁あり微笑して曰く事業の爲めはにあらゆる私慾を犧牲に供せざるべからず、酒の害あるが如く煙草も亦美習に非らず子何んぞ其手にする所の「シガー」を捨てざるやと僕終に一言なし僕は煙草の利害を論ずるの資格あり）あり過ぎる程）と雖ども到底酒に容喙するの大權を有せず御一笑被下度候

監獄雑誌　第7巻 第6号

矯正図書館

前記教誨師某氏は兼て亦た出獄囚保護事業に熱心なり規模の廣大なるを以て有名なる來因地方保護會社なるものは氏に由つて幹理せらる該會社の實況は追て實際視察の上御報知可申上、談、遇ま保護事業のことに及び我國に於ても亦た此の事業の必要を認めすでに着々實行しつゝありと雖とも帝に苦心する所は十分なる資金を得るにありと申候處氏の曰く獨逸に於ては斯ゝる慈善事業に對し資金を得ること難事に非ず苟くも公衆に於て其の當局者の人と爲りを信ずる以上は求めずして義捐せんとする者續出し殊に「ワイナハテン」耶蘇降誕祭又は「ヲステルン」耶蘇昇天祭等の當日ともなれば五萬や六萬の金は立所に集收し得らるべく若しそれが爲め多少遊說にても試みたらんには十四五萬の資本を得んこと請合なり今予の從事する出獄保護會社とて敢て定まれる規則的の財源あるに非ず唯だ一に慈善家の義捐に成立するものにして其の義捐すら誰れが出すと云ふ定まれるものあるに非らず亦た幾何と云ふ定まれる額あるに非ず而かも來因地方に生ずる幾千人となき無慮藏の出獄人に對し苟くも保護の必要あるものは盡く之を收容して毫も不自由なき程の經濟機關は差支へなく常に運轉し得らるゝなり卿の見らるゝ如き斯々る貧相の拙者（成る程、餘まり立派の人には非らず）に對し毎日諸方より義捐金を贈り來る者引きも切らず中には無名にて一時に巨額の金圓を振り込み來る者も少からず、一寸、道で逢つて序でながら御面倒ですがと氣の毒そふに向ふから辭を卑ふし願むやうにして義捐金を渡し呉れるものさへ屢々にて固とより一々領收證を出すでもなければ會計の收支が如何だと尋ぬる者もなし當地金滿家多しと雖も「デッセルドルフ」は獨逸第一の富都と稱す金を扱ふ高の上から言へば拙者と雖とも先づ富豪家の内に數へらるべく出づるに肥馬輕車、入るに廣樓大厦の贅澤三昧も爲して見れば隨分出來ぬでもなし併し見らるゝ如く着物と云へば是れ丈けの着た切り雀、居住と云へば是れ恥しながら部屋と云ふは形ばかりにて此役所の事務室はとの廣さもなし死んだ跡に殘るは蒲團と經門、ガラクタ」道具が二ツ三ツ、少額の月給も餘まりあれば之を保護會社の金庫に投ず年々歲々資金は益々殖て保護の規模は愈々擴がるの一方なり唯だ憾むらくは適當の人と方法を得ること甚だ難く百方苦心經營して尙は其の目的を達するを得ず云々と嗚呼慈善事業に對し世人の同情を表すること斯くまでに深厚なりとは豈に健羨の至りならずや漫に言ふことを休めよ毛唐は唯だ是れ拜金一輻の動物なりと何を以て果して斯くの如くなるを得る一に是れ宗教の勢力に非ずして何ぞや岡山孤兒院に於ける三百内外に過ぎざる僅少の可憐兒をすら時としては飢渴に迫らしめんとする我が國民の事を想へば實に悚然慚然たらざるを得ざるなり資を得るの難きは勿論にして實は人と方法を得んこと我れに於ても亦た難事中の難事なり保護事業の前途も亦た遼遠なりと可申候

日本に於ける監獄事業の沿革並びに獄制改良の現況」と題する論說をば目下獨逸文にて起草中に有之模樣に由り當國にて出版致させ度き心得に御座候自然若し出版等の都合にも相成り候はゝ東京集治監巢鴨監獄等の寫眞をも挿入致し申度く尙ほ他に御氣付の廉若くは參考の材料とも相成るべきもの御座候はゝ御示敎被下度候

右は雜件御報旁々相伺申度如此に御座候匆々敬具

五月二日

ボン府に於て

小河生

飜譯

●罪囚感化方（マツサツチユウセツト感化院第十一回年報ヨリ譯出）

罪囚に關する意見及目的―日々感化監獄幾百の囚徒を觀るものは彼等囚徒に多くの特質あるを發見すべく又彼等囚徒を動かしたる元動氣をも精密に探見するを得ん若しそれ罪狀の如何を決するに人類學上の測定を以てするか將た他に測定すべきものあるかと云ふが如きに至りては異見甚だ多き問題にして且又此等の研究が如何なる點にまで司獄官の働きに影響を與ふるかは司獄の責任ある人々にとりて甚だ重要なる問題なりとす司獄官たる者は彼等囚徒が罪人なることを記憶すると共に又感化し得らるべき人間なることを記憶するを要す如何なる囚徒なるにもせよ司獄官たる者は常に彼等の幸福を謀り又常に彼等の爲にするの責任あるを記憶せざるべからずかの學生が實驗によりて解剖學上の智識を得るとは異なりて司獄官は其實驗及遇囚方が司獄の目的を害し若しくは其幸福を害せぬ樣常に注意せざるべからず

罪囚は往々無智にして常に道德的元氣を欠乏し且つ遺傳的に若しくは自己の不攝生と惡業の結果として多くは身体薄弱墮落せりと云ふは思ふに穩當の言にして罪囚の觀察を遂げたるものが一樣に首肯するところなるべし彼等の特質として彼等は非社會的なり大望を有せず目的を有せず耐久なる能はず亂暴にして無謀に法規ある國民の性質に要すべき諸德の多分を欠乏せり

此の如き觀察の立場よりして之を見れば吾等は犯罪なるものに關して力を盡くすよりも寧ろ罪人其者に關して力を盡くすの必要あると明白にして且つ其方法たるや

恐嚇的防禦よりも寧ろ治療的ならざるべからず即ち單に過去を罰するのみならずして將來を建設し保護するものたるべきや明なり人を懲罰に附し而して單に其刑期の滿ちたるを以て彼を已に改過遷善の人として社會に放還すべきものと思ふは非なり是れまで重に行はれたる獄法たるや彼れ罪囚に與ふるに衣食住を以てし彼をして晝は多少頑迷を加へたる他の罪囚の不秩序なる群居の中に交はらしめ夜は空しく自己の房內に於て改過の實なき思想の中に多時を費やさしむるにてありき彼れ罪囚の作業をなすや常に强制の下に之をなす自から勵みて之をなすの動氣とてはあらざる也此に於てか彼をして其作業を愛するに至らしめざるべからざる時に於て却て之を厭はしむるに至る彼は隙を伺つて怠らんとし又之が爲に詐欺をなす精慮の風は養成せられずして却て破壞せらる此の如き獄法の下にありては囚徒修養の方法も亦主として苛酷なる外壓制に基けり其結果として罪囚は薄弱人間たるの元氣を失ふにあらずんば却て頑迷導くべからざるに至る彼れ一度此外部の壓制に服す彼は更に他の壓制に服するに至るべく遂に其の生涯を零落の淵に陷らしむるに至るべし之彼れは外部の强制に抵抗するの風を養はざるべからざる時に於て却て之に壓倒せらるゝの風を養ふなり彼は次第に强硬なるものとなるにあらずして次第に薄弱なる者となり入牢の當時に於けるよりも甚しき惡人となりて出獄す社會も罪囚彼れ自身も共に監獄によりて何等の利益をも得る能はざるなり

感化監獄は社會が其中に置くに足らすと宣言したる人々を取りて之を惡むを止め善をなすに至るべき人間と化し再度之を社會に歸らしめ社會と共に正さしき關係を保つを得せしむるものなり其方法に至りては決して奇跡的のものにあらざれば又魔術にもあらず只幼兒をして正直なる大丈夫たらしむるに良しと思はるゝ方法を用ふるあるのみ

天の人に於けるや人の長處たる諸點を發達せしめんとす榮盛彼に報ふるあるも苦難彼を養成するも努力の法律は常に人をして苦難を去りて榮盛につかしむるの導道者たり人は只た耐忍努力によりて天の彼に待望する所を收得するを得べきのみ

感化院の目的は罪囚に對して此努力を彼れが最大目的たる自己改善の用に供せしむるものにして罪囚は絕へず其最大の努力をなし再度社會に其地位を得んが爲に自己の所適を決するに至るべき試驗に置かるべし彼は修養によりて正ふせらるべし此修養は不斷にして活動せざるべからず獄內の生涯に於ける凡ての行爲は此れが爲に供せられざるべからず若し罪囚が格別に頑迷なりとせば如何なる感情も彼をして正しき品行に至らしむるが爲に用ひらるべき必用の勢力を妨ぐることなかるべくされば仍て又之れが爲に罪囚が自己の努力と品行によりて得たる快樂を妨ぐる樣なることもなかるべきを要す彼若し肉体に健康を欠がば之に力を與へざるべからず彼は道德上の夢醒

矯正図書館

を要し又智識の習煉と教誨を要し而して又善良なる産業を有せしむるを要す彼は善をなすを好み且つ誘惑に抗するに堪ゆるの力を得んがため習煉せらるゝを要す罪囚を感化して改遷せしむるは甚だ徐々たるものにして氣長く薫陶を要すと雖も若し其薫陶に感化の實を示さば須らく速に彼を社會に放還すべく又若し其感化著しからず必要の變化を生ずることなくば無定限に彼を留置せざるべからざるなり

所要及機關　過囚の有功なる方法を採用維持せんと欲せば先つ囚徒を吟味して之を階級に分かつを要す此階級組織を行ふに於ては罪囚をして其改過遷善を完成せしむるか爲に出來るだけ強行を加へ正直に自から處するの能力あるを證するに足るの時日間精細に彼を監察し若し其實を證することなくば再度之を監禁し而して社會に危險をなすの恐れある間は何時までも留置くべきものとす

此組織をなすには素より無定期刑宣告を一般に採用せざるべからず是法學者が認めて罪囚を處するに有力好良なる唯一の方法となすところにして今や定期刑宣告を主張する人々は辯護の地位となり此く不正に不都合なる組織を何故長く維持せざるべからざるかの理由を示さゞるべからざる時となれり

無定期刑宣告は罪囚感化に大なる便利と力を與ふるものにして囚徒をして其最大努力の止むを得ざるに至らしむる唯一の方法なりとす已に無定期刑宣告法にして確立せば囚徒の進止を計り又彼が自治の能力を驗すべき階級法あるを要す如何なる階級法を以て最良となすかは細密の部分に渉れる事柄なれば唯監獄の情体に應じて決せざるべからず而も「キヤプテンマコノキイ」氏が「ノルフオルク」島に少しく實行を試たる仝氏の方案に勝さるものはあらざるべし無定期宣告は誓約を以て囚徒を放免するに當りて彼を視察吟味するの良法あるにあらずんば決して最良結果を擧ぐること能はざること言ふまでもなきことなり

次に廣大自由なる基礎を以て「プラント」（家屋及必要の諸機械を總稱す）を建設すること必要なり囚徒を御するに最も都合よきものたるべく且つ其統御宜しきを得ば良果を收むるを得べきものたるべし各「プラント」には各囚を分離入監せしむるが爲に充分なる房室を備へ商業學校及体操學校を備ふるを要す

道德上の働き亦よく備へられざるべからず

吾等若し順正なる青年を養成し工國民となすに以上の諸機關が如何に重大なる必要あるかを知らば不順正不健全なる人々を發育教正するに更に大なる必要あるを認むるを得ん此等の不遷兒を處分すべき制度より良結果を收めんと欲せば彼等を遷善せしむる最好便益の備わらしむる大機關なかるべからず罪囚の階級と共に不斷交通せる人にして此問題を採求せば彼は現今遇囚機關の不適當なるを見るべく而も此問題を知ること深からざる社會一般の人々が架空の策と思ふべき以上の要求を提出するに躊躇するなるべし

監獄教誨

●教誨と時間

在東京　山科凌雲

吾輩簿德非戈にして人をして感化せしむるの力なきも多年監獄の教誨に從事し彼等同胞と共に憂ひ共に喜びぬ彼等翻然改悛の端緒に就んか愉快限りなし彼等頑然として猛惡愈よ熾んならんか憂ひに堪へさるなり吾輩日夜哀れなる同胞に接し悲むへき兄弟に近つき彼等同胞の犯狀を諗察するに噫此れを筆にすれは筆是れか爲めに汚れ噫此れを口にすれは口斯れかためにけがるへき强盜殺人罪及窃盜詐欺等實に惡むへき行爲にして精神も自ら卑劣と成り譎詐に巧みに不良の意志に富むもの其の多きに居るも彼等不幸にして逆境に遭遇し幼童の時に當り家庭の教育其の度を得す青年に及んで惡友と交り教育無く惡風俗に化せられ世途に蹉跌して窮迫に陷り此れ等惡周圍か原動力と成りて惡むへき行爲と衰しむへき精神とを以て彼れの身体を包むに至れり吾輩兄弟たる者滿身の力を振ひ滿腔の熱誠を以て彼等に改善を催し彼等の善心を啓發せしめ一日も速かに彼等をして暗黑界の内より救ひ出さゝるへからす苟も人間たるもの豈に天性の智德を發達せしめ禽獸と異るの心を喚起せずして可ならんや薔薇の花は絞られてこそ美き香を放つと故に吾輩は彼等の改善を促成するか最大の希望なり目的なり獨り教誨師夫の者の目的希望のみならん至尊の叡慮も爰に存せらるゝことゝ伺ひ奉りぬ隨て監獄の精神も司獄の道に淳勵せらるゝ諸士の目的も此の方向に進みつゝあるは現に目擊する處なり

抑も賞表假出獄特赦等の恩典を見よ改善の門徑に向ひたる者をして益々夫の目的に達せしむるの方法な

矯正図書館

り眼を今日監獄進歩の趨勢に徹せよ分房制の聲も監獄社界の天を衝き個人教誨の適切なるを叫ぶ者も日に月に多く階級制度は夫の策を得たるものなりとの議論も斯道先覺者の口頭より洩し不定刑期の實施も必要なりとの聲も諸々に起り與獄は內務大臣の指規を受けすして臨機に囚徒を處遇し彼等自新の道を適宜に啓き彼等をして感化せしむるの一手段とするの得策なることを叫ぶ論者も性々有るに至る由此觀之監獄は單に罪囚をして懲戒するの場所に非すして懲戒と同時に彼れの改善を促成し彼等をして善良の人となさしむるの目的なり希望なり何の幸ひか感化は監獄の目的なり改善は監獄の希望なりとの聲は斯道者一般の口より出るの今日とはなりぬ同胞の爲め吾輩奮起に堪へさるなり

然りといへども爰に浩歎の聲を洩し先覺の諸士に訴んと欲す其の訴んとする所は教誨執行の時間をして自由ならしむるにあり自由ならしむることは機に臨み時に應して適宜に教誨するの意なり目下教誨執行時間の僅少なると同時に教誨の時間は彼等の肉体と精神とをして充分疲勞せしめたる時に執るの大に其の當を得さるとを感せり聊か其の概要を開陳んし休役間の教誨は最も短きは一時間（其の署の都合により三十分に縮むるもあり）最も長きは二時間（六七八三ヶ月は二時間あるも暑氣猛烈の爲め囚徒の疲勞甚しく教誨執行には最も困難のときなり）あるも喫食後にして食物咽喉を通し終らさるに教誨の支度に取掛り教誨するに止むを得さる有り殊に勞働の後なれは彼等の身体も精神も共に喧操錯雜にして教誨を聽聞するも精神的に充分聽聞する能はさることを推像するに堪へたり監房教誨時間も二時間餘りあるも終日勞働の爲め身体は疲勞し精神は恍惚として是れも教誨を精神的に聽聞するの至難なるは明かなり日曜教誨も勞働の後なると共に一日中午後二時三時の頃は普通人といへども或は睡眠を催し或は精神茫然（俗に云ふぼんやり）たるの時なれは囚徒の如きも矢張精神的に教誨を聽聞するに堪へさるの感あり試に社界の狀況を念想せよ

額に汗して尙ほ三食に飽く能はさる彼の哀れ慕なき下層者か滿載したる荷車の轅を腰間に擁し氣息喘々として勞働しつゝあるもの麟蒼たる綠樹の下滴々たる冷水の邊暫時の休息を樂み滿身の蒼汗滴々たるを拭ひ冷水に乾燥の口を潤しつゝある者に向ひ諄々教を說き懇々道を教ゆるも彼れ精神的に聽くの難きは明かなり終日車を引き荷車の後を押し八百八町を行商し充分の苦役と十二分の疲勞とを以て充たされたる者日暮蕭々茅屋の吾家に皈り足を濯ひ腰を延し休息しつゝある者に對ひ道理を說明し教義を示すも彼れ聽くに堪さへるなり午後二時三時の頃は身体何にとなく勃み動もすれは睡眠とも催さんとする時に臨み道を教へ道理を諭すも彼れ精神的に聽くの氣力はなきなり

又左程迄に勞働せさる各學校の生徒を見よ各種の學科に數時間精神を使ひたる者に向ひ重て學理を說き數理を教ゆるも精神疲勞の後なれは覃思研鑽の力弱く記憶の力も鈍て薄弱ならん吾輩思ふに目下教誨の時は勞働者小息の際、勞役者皈宅の時、晝飯後午睡又は勞を慰むるの間と一般にして教誨を執行するの時に夫の當を得たるものに非らさるかの疑ひは吾輩實驗して多くは誤謬なきことゝ信す

情ら監獄の歷史を講究するに目下教誨執行の時間は今日の如く感化を主とし改善を要とせさる所謂懲戒に重きを置くの時代に定めたるものにして夫の者の感化を主要とする今日の教誨時間に應用するは元と

より不充分なるは感化に熱心ある人の意中には已に改正の一條として數へられたることゝ想像することなるも現行監獄則の下に於ては斯く云ふも只徒らに空言に屬するも早晩監獄則の改正に逢ふの幸を得るものと信するとなれは聊か懷抱を筆墨に流露し一日も早く教誨の時間をして自由ならしむることを訴ると同時に同感の士に向ひ彼等哀れなる同胞に彼等悲むへき兄弟に改善を成さしむるの一手段なれは益々此の聲をして高からしめんことを切望して止まさるあり（如何に教誨時間を執り如何に改正するの得策なるかは小生講究し居るとなれは何れ不日餘白を借り諸士の矯正を仰かん）

◉容貌教誨　（承續）

愛知縣教誨師　山田一大應

澗谷の水は深しと雖も咫尺に過ず邱垤の山は高しと雖も尋丈に踰へざれば人以て狎翫すれども太山の懸岸を隱み巨海の驚瀾を窺ふに及ては悼慄眩惑して自失せざるは無し何んとなれば觀る所前に變と守る所內に易れるを以てなり

夫れ品格高尙にして超卓の奇材を負ひ雄剛の俊德を蓄へ渾然として天成する活ける教誨師凜然として工

監獄雜誌　第7巻 第6号
矯正図書館

塲に臨み悠然として監房に至れば虚飾僞善の囚徒も自から敬慕の念慮慚懼の思想交々胸裡に湧出し冥々として改過遷善の志想を惹起し警醒一番するは即ち太山の巍岸巨海の警瀾たる無限の活る教誨師に親炙し知らず識らず爛熳たる德澤に沐浴し醉然として變豹せしむるは容貌教誨の一大効果にして所謂無言の教誨無爲の施爲なり

然るに漫に前後撞着の拙理を臚列し乾燥無味の空論を吐露し以て囚徒を感奮せしめ善を慕ふて之に趣くこと恰も征夫の家鄉を望んで走るが如くならしめんとするは猶ほ靴を隔てゝ痒を搔くが如きのみならず脆腹絶倒の感なき能はず之れ一を知つて二を妄るゝが故なり

然り而して世の諄々として說き除々として示す處の道義的教誨宗教的教誨の如き卓說高論一として謹聽服膺せざる可らざるが如くに似たりと雖可惜かな其の一を缺を以て衰枯せる囚人の道念を涵養し之を鼓吹し今日一惡を去り明日一善を行ひ遂に知らず言行を改め役に服するや勤勉監に在るや謹愼せしむる能はずして却て當局者をして教誨の効果如何を問はしめ或は教誨の進歩遲々として改良の歩武と伴はざる

の痛嘆を發せしむるに至るは即ち容貌感化の大任を妄却するに起因す嗚呼貴重の卓說最大の高論をして半文錢の價直なからしむるは殘情の至りならずや

觀よ今日の教誨師を誠實熱心にして學識と經驗と德行とを具備する獻身的の活働を爲す教誨師の全國に幾千かある子細に觀察し來らば恐くは指を屈するの要なきを知らん矣嗚呼事こゝに至つて語するに言葉なく筆するに紙筆なし唯だ沈默涕泣する一片の餘地ある而耳

斯く論じ來り論じ去ると雖ども今更敢て學科の講究練磨を望にあらず只だ不肖應の切望に堪へざるものは單純なる容貌即ち天成の容儀にして僧俗自然の服裝を着し教誨師にして教誨師たるの名位に愧ざる天眞爛熳たる品格を有し常に教誨師其の人の心中に活きて働く所の道義即ち教誨師が日夜躬行實踐する所の道義の幻影を囚人の腹中に活現せしめて終身行道の資料となし而して獄政改良の歩武と共に振進し教誨の効果をして顯著ならしめられんことを切望するに在るのみ

願くは大方有爲の先覺諸師各自多年蓄積する溫奧なる一大秘訣の腹案あらん請ふ腹案をして胸裡に秘せ

宇諸人面前に披露し內は同感同位の後進を誘導し外は當局諸士の期望に副答し絶望海裡に出沒せる幾千の同胞を救濟し國恩の万一を報し吾人の職責を全せしめられんことを滿腹の赤心を注ひで膝下に望むと云爾

（完）

監獄彙報

●監獄制度改良の調査

現行監獄則は制定の年月頗る古くして形式上より言へば法律を以て規定すべき個條も勅令にて可なる個條も皆混じて其中に規定せられあり實作上に於ては今日の人文進歩に伴はざる點ありて之が改正の議は疾くに內務省中に起りしかども密接の關係を有する刑法も讓て司法省に於て改正案調査中なれば刑法の改正成るを待つて監獄制度の改良に着手するを得策とすて監獄則改正の事は延ばすともなく延ばされぬ然るに板垣大臣の監獄改良に研精せらるゝ何時成るとも必せざる刑法の改正を待つに遑あらず又刑法の改正は無論人文の進歩に伴ひ寬大に向ふものなれば監獄則改正の方針亦寬大に向ふにある以上、刑法に先つて改正を加ふる亦何の不可あるべきて急ぎ改正案の調査に着手せしむる事となりたる由（東京日々新聞）

●放免囚保護會社

監獄の目的は勸善懲惡を以て唯一の方針とする者なるに依り各國の監獄制度に就ても官設若くは私設を以て放免囚保護會社なる者を設け衣食住の道を與へ以て其目的を達するに吸々たり然るに我國に於ては漸く緒閒、愛媛、愛知等數ケ所に保護會あるのみ何れも規模甚小にして僅に試驗的に過ぎざるなり板垣內相大に此點に着目する所あり殆ど赤十字社の如き者を中央に設け各府縣に支部を置き以て放免囚の保護を完からしめんとて目下頻りに之が調査中なり（絵入日報）

●板垣內相の監獄巡視

板垣內相は昨日午前八時頃小野田警保局長、栗原秘書官其他の屬僚を從へ市ヶ谷監獄署を巡視せられたり（自由新聞）

●內相と各寺院住職

板垣內相が監獄制度の改良に銳意熱心なる事は夙に世人の知る所なるが一昨夜內相は淺草本願寺芝增上寺等重立たる府下各寺院の住職を內山下町の官邸に招請し出獄囚徒の保護會社に關する件に就き曾經應答する處ありたりと云ふ（同上）

●布哇國司法大臣警視廳に來る

同國司法大臣兼衛生局長「スミス」氏は「ドクトルヘード」氏及び通譯官武智直道氏を隨へ一昨四日午后二時園田警視總監を警視廳に訪問し同廳監山視察第四部長等の誘導にて同廳顧覆室及び分廳件、監獄署等を巡視し再警視廳へ立戻り衛生上に關する諸種の事項を質問せしが我國監獄事務の整頓せるには頗る感服し居たりと又同氏は昨日巢鴨監獄を巡回したり（報知新聞）

●趙義淵等の監獄參觀願

朝鮮國前軍部大臣趙義淵、同法部大臣張博、同內部署理、命吉澤同警務使權泰讓等諸氏は我邦監獄の進歩を視察し特に巢鴨なる警視廳新築監獄に我邦文化の度に比して最も優大整頓せる者なりと聞き是非共詳細に一覽せんことを望み昨日趙義淵等連署の上右參觀願を園田警視總

矯正図書館

警視、警視廳第二部第一課長伊藤警部等主唱者となり工藤檢事正等の贊成を得て右乞食及び監獄別房の拘置人を救治せんとの企圖を爲し倫市府會議員中にも多數の贊成者ありて明後十三日午後二時より濱町なる日本橋倶樂部に於て其の第一回評議會を開かるべしといふ（東京日々新聞）

●非凡非非凡譯（一）　雪樵

○曾て「ニューカレドニア」、其の死刑の具は絞平たる「ギロチン」的斷頭臺なり、乃ち想ふべし我が維民幾百の中或は死刑に處せらるゝあらば、此れ即ち斷頭臺に登るの者なり。等しく死刑に處せらるゝ斷頭臺に登る、稍〻爽あらんか。（日本）

○斬は首の離るゝ者、絞は首の離れざる者、首の離るゝは其の離れざるより慘なるが如し、而も囚奪一般、ぶらりんこ下がり、鼻たらし、尿する所、隨分しまツたれなり、衆面緊束して醜驚ち視られずと雖も、國事に斃るゝ者の斯の若きザマなるは、寧ろ苦が〳〵しからずや。體形を全くするが爲には、絞よりも其方あり、絞は雖有き刑にあらず。

○「チャーレス」一世刑に臨で從容たりしは、民衆の同情を惹くに與て力ありき、「マコーレ」云ふ、彼の如き擔合には、憫夫も亦た能く彼の如くなるべしと。由來刑に臨て從容たるは、人の賞する所、而も以て直に人物の勇怯を判せんと難たし、江藤前原の刑に臨み、涙を落して未練を遺しゝを以ての故に、之を指して松陰より臆力少しとするは譯るも甚し。

○強め死を覺悟するも、死刑を首に渡さるゝ時、大低に胸ざきつき、或は退かんとして歩を運ぶ能はざるに至ると云ふ、斯くして獄室に入り、明旦の刑場を想ふ、必ずや戰痛に堪へざるあらん、覺悟の足らざるなり。

監の手許に迄差出したるに付證監も證議の上許可せられたりと（やまと新聞）

●露國皇帝の大赦令

露國皇帝戴冠式に付大赦令の發布ありし次第は前號に再度記載せしが今又クロニケル伯林通信者が伯林タゲブラットに記する說なりとして報する所に據れば該大赦令は獨逸利亞に於ける露民囚徒に一部若くは全部の大赦を與ふべく無期徒刑の宣告を受けたる囚徒は該宣告減等を受くべく獨逸利亞に定住したる犯罪人は聖彼得堡及莫斯科を除くの外歐羅巴露西亞の如何なる部分にも歸鄉を許さるべく歐羅巴露西亞に於て收監中の重罪囚は其刑期を三分一輕減せらるべく輕罪囚の一十歳は放免せらるべし又政治上の信仰を以て露國を退去したる若干の人物は其再び露國皇帝に對し盡忠の宣誓を爲すとの條件を以て赦免せらるべし又一定の困窮地方に於ける農民は租稅未納分を免除せらるべく而して猶太人すら此恩惠に洩れざる豫定なればエカテリナスラカに於て露皇の下に在る和太農民の殖民も亦租稅未納分を免除せらるべき者とす又クロニクル羅馬通信者は羅馬法皇廷が提手したる報道に據れば露國皇帝は未だ法澁犯の廉を以て禁獄若くは西伯利亞追放に處せられたる天主教僧侶を悉皆放免すべく且つ今後露國諸所民に對し逐次に宗教自由の一大程度を與へ天主教徒たも其範圍に洩るゝとなからしむべしと約したりと而して戴冠式に參列する羅馬法皇廷公使團「アゲアルダ」監牧師は宗教自由擴張を聞告する法皇の宸翰を露國皇帝に捧呈する都合なりと云ふ（東京朝日新聞）

●東京に於ける別天地の救治策

過日來の本紙に東京の別天地と題し廉下に於ける乞食の現狀より其の行末に關する詳細の事實を連載したりしが今度本所警察署長宝田寅之助氏は其の救治策として左の如き意見を有し居れりと

一、乞食の收容は一時の救濟に過ぎず、寧ろ其の原因を探究して之を除去するの方法を講ずるを要す

一、乞食の原因は種々あるべきも其の大部分は怠惰に出づるものなり

矯正図書館

長看守三十餘名あり）急急電に接せる宮城集治監にては小泉典獄丼第二課長さ共に看守五名を隨へ急行せ以て一昨日同出役所に出張されたり（やまと新聞）

● 垣内相の監獄巡視

（十八日午後七時　分大阪特派員發）

板垣内務大臣には本日午前舞港視察の後府廳にて午餐を喫し内海知事、小林典獄、赤松監獄部長同行員一同と共に監獄を巡視し殆んど三時間餘も各監房を巡視せらる終りて典獄看守等に監獄行政改良に付ての意見を談話あり午後六時旅舘に歸へらる明朝七時宇治に向け出發の筈なり（東京新聞）

● 板垣内相の瀬田川視察

（十九日午後三時五分大津特派員發）

板垣内相本日古市小野田、栗原及び山田京都府、大谷滋賀縣知事等と瀬田に行き船にて瀬田川を下り沿岸視察後遂に滋賀縣監獄を巡視し只今長濱より汽車にて宇治に行き一泊の筈なり（東京新聞）

● 雄勝出役所員の非難

去十五日宮城縣下海嘯の當時宮城集治監雄勝出役所遭難の概況は同地發の電報に據り不取敢報道せしが猶聞く處に據れば元來同所は桃生郡追波川の南方雄勝峠の沿岸宮城集治監を距る三十餘里集治監の東北方に在り此邊を總轄して十五ヶ濱村と云ふ即ち今回の海嘯地出役所は此村内の雄勝濱に在り而して此出役所と出役する場所とは十里程凡十町内外過ぎざるも道路極めて困難なれば朝夕就役囚は小舟にて往來したり且就役場は都合三ヶ所にて彼の「スレート」即ち支昌石採掘に從事せしむるものにて大抵一ヶ所八十名宛都合二百四十名位を使役し此れが看守者看守長以下四十名内外に過ぎず此日遭難の際出役所裏手なる看守合宿所は忽ち狂瀾怒濤に包み去られたるにも不拘二百名内外の重罪囚の内死亡僅かに七名に止まり而して四十名内外の看守中八名の死亡を出すに到りたるは畢竟看守長中村欽一氏以下各看守等が卑官薄給にも拘はらず一身を抛ち囚徒の生命を救はんとせしに起因したるの結果に外ならず猶ほ囚徒中生死不明の者もあり且つ雖も大抵溺死せしならんと（自由新聞）

問答

● 應答

○前號第三十項

S U 生

死は法律上の公訴權及び行刑罰を消滅せしむへきものなること將に理の當然にして如何なる犯罪又は刑罰ありと雖も一死以て之を全滅すべきこと素より論を俟だざるなり本問の死亡は未た眞死たらす至幸にも死体として下付の後蘇生したるものにして事實に於て絶無なりと雖も問題としての論決は殘刑を執行すへき性質のものなるべし隨て出獄や否な假死中の日數は刑罰に算入せざるを以て正當なりとす問者以て如何となす

○仝上

吉田德太郎

蘇生するも其殘刑を執行するものにめらず如何とな

れば在監人の死亡し親屬故舊に其屍体を下付せられたる後ち蘇生したるは所謂偶然的出來事にして恰も天助とも稱すべきものあるを以て良し蘇生するありとするも一段死亡者と認め制規の手續を履行し親屬或は故舊に下付したる以上は蘇生者に刑罰執行の責任ありとし殘刑を執行せんとするは其當を得たるものにあらず而して法律思想の幼稚なる時代にあつては隨分蘇生者に刑罰の責任ありとし主唱せる論者もありつらんが苟くも今日文明を以て任ずる法治國に在ては恐らく死者に刑罰の責任ありと曲解するものは天下一人も是れ勿るべき事ならんか彼の法に本人の死去を以て刑罰消滅の一理由と爲す豈に所以なきにあらざるなり是れ獨り病死者而已に止らず刑死者に於ても亦然り已に正式の手續に依り死刑の執行を了せんか后ち假令蘇生するも再び死刑の執行を爲すべきものにあらず若し曲解の論者あり蘇生したるものは未だ完全に死刑の執行を了したるものにあらず故に再び絞首臺に登せ以て生命を奪はんとせんか余輩は斷言す論者未だ法理の何物たるを知らず從て其言ふ處野蠻的行動にあらざれば曖昧的處置なりと亦論者曰く死亡后蘇生したるものは假死なり假死を以て眞死なりと誤認したるは當局者の過失なり當局者其責任を免る不能事と倶に蘇生者にも宜しく刑罰の責任を負せ再び刑罰を執行すべしと若し滑稽な曲論を主張するものありとせんか余輩は再び言はんとす論者刑罰權の何物たるを知らず刑罰權の何物たるを知らざるもの未だ倶に獄事を談ずるに足らずと

○仝上　在松山　山本柳腸

本問の如きは實際ある場合なからん何となれば監獄當局に於て死体の檢按をなし而して二拾四時間中に蘇生せさるもの丶其後蘇生すへき理由なければなり然れとも若し事實ありたりとせは殘刑は無論執行すへきものにして入監の手續は檢事の指揮を要せす又出獄中の日數は刑期に算入せさるものと思考す

○仝上　在中國　東海逸史

在監人の死体を親屬故舊に下附したる後蘇生したる時は別に檢事の指揮を待て新に入監の手續を爲すの必要なきを信せり何となれは典獄は一たび死亡せる者と認め以て之を下附せし者にして今や哀然此死体の蘇生し來るは取も直さす典獄之を檢死の扱ひを愼密に爲さざる粗漏の結果にして粗漏の責決して免る可らす果して然りとせは何ぞ檢事の指揮を待つの必要

矯正図書館

あらんや依之考之其殘刑を執行して出獄の日數を刑期に算入せさるものと思考せり幸に明教あらば幸甚

○前號第三十一項　吉田德太郎

余輩は常に刑罰均一の主義を唱道する處の論者にして假令彼の外國人なりと雖も苟くも日本の邦土に來り日本の家屋に住居し日本に於て一定の生業に從事し若くは一定の生業を營まざるの徒なりと雖も身己を日本の範圍に置く以上は日本の法律規則に從ひ日本の習慣に因るべきは正に理の然るべき事にして今更此に大々的萬古不易の格言を援兵として擔出すの必要もなけん況してや彼の外國人にして日本の法律規則を犯し日本の監獄に拘禁せられ日本の行刑法の下に刑罰を執行せんか邦人と同樣須臾く均一的遇囚法に因らざるべからず故に良し其國を異にし其習慣を異にするの外國人なりと雖も一度日本の社會に害毒を流し其結果日本の監獄に於て刑罰を實行するに臨んでや豈に爰ぞ彼の風俗習慣を顧慮するの遑あらんや然るに斯道先輩の士にして往々西洋崇拜主義に凝結し其結果濫に均一遇囚の主義を排斥し曰く外國人は宜しく彼の風俗に依り待遇すべし曰く須臾く彼れの習慣に則り處置すべしと嗚呼何ぞ迷へるも亦甚だしと言はざるべからず夫れ若しも斯道先輩の士にして均一遇囚の主義を誤了し刑罰嚴正の趣旨を後ちにし徒に彼れ外國人囚の風俗習慣を尊重し邦人と其待遇を異にするを以て唯一の獄是とせば如何にして能く我帝國々權の振張を期すべきや亦如何にして能く刑罰の眞面目を維持する事を得べきや余輩濫に西洋主義を排斥し保守を以て監獄の主義とするものにあらずと雖も善惡俱に西洋に則るべしと云ふに至ては未だ俄に左袒する事不能るなり

夫れ余輩の如き濫に氣慨に走るを好むものにあらずと雖も均一遇囚の主義を主張する論者に在ては彼れ支那人にして日本の監獄に拘禁せられ日本の行刑法の下に刑罰を執行せんか宜しく彼れの長髮を斷ち日本人と同樣の待遇を爲し監獄の紀律をして一齊ならしむると同時に一面に於ては彼れに淸潔を保たしむるの指針に出るを要す然るに支那人の斷髮に付ては曾て主務省一片の訓示を發し司獄當局者に向て待遇の標準を指示せられたるもの〻如し然るに主務省の發せられたる訓令は以て强制的に其待遇を嚴定せられたるものにあらず其髮を斷つと斷たざるとは司獄當局者の方寸に委せられたるが如き意味合のものなるが故に支那人斷髮に付ては各監獄の見る處に從ひ或は依然として蓄髮するあり或は斷髮するあり全國統一的處作に出でざるものあるは余輩の常に遺憾とする處なり要するに全國統一に出でざるは蓋し司獄當局者の責にあらずして縝稜的一片の訓示は以て是れが主因たるなき不能然り然れとも主務省にして强制的訓示を發せず其處作一に司獄當局者の任意に屬せしめられたるが如きは宜しく研究を凝すべき問題にして主務省豈に徒に此縝稜的訓令を發せられたるものにあらず主務省の深意とする處蓋し此訓示以外に在て存する事は物に敏なるの人是を首肯するに難からざる事なるべし余輩主務省が監獄改善の必要を是認し銳意以て司獄當局者を激勵し陽に陰に監獄改良を促進せらるゝの厚き豈に感佩せざるべがらず嗚呼斯道改良を以て任ずるの士よ能く主務省の深意を了得し孜々切々監獄改善の事業に熱注し主務省の趣旨を透徹する事に努力せざるべからず

以上の如く支那人の頭髮に付ては果して司獄當局者の方寸に委囑せられたるものとせんか良し余輩の主義に背馳するものありとするも蓄髮斷髮の何れを問はず全國統一的の處置に出でん事を望む少くも一監獄内に受刑中の支那人にして甲は蓄髮し乙は斷髮するが如き行動を避けざるのみならず斷髮主義の監獄に拘禁せられ其主義の下に斷髮されたる支那人にして一朝蓄髮主義の監獄に轉せんか其監獄は宜しく彼れ不幸なる斷髮支那人を憐み有髮支那人同樣蓄髮の恩澤に沐浴せしむるは獨り個人的待遇の主義に適ふ而已ならず恩惠の處置は以て彼れを感化改良するの上に於て其裨益を與ふるの僅少にあらざるべきを信ず而して論者或は言はん均一遇囚を以て主義とすと絕叫するの下より蓄髮の恩惠に浴せむとは其唱ふ處豈に矛盾ならずやと余輩首肯するに吝かならずと雖も要するに余輩の常に主張する處の刑罰嚴正均一待遇の主旨を期する處は只だ統一公平を得んとするに外ならざれば良し蓄髮の主義を固持するも全國統一處遇均一公平の要素を滿たさば聊か遺憾を慰するに定る若しも刑罰執行上是れらの要素を具備せざらんか支那人或は言はん

日本監獄未だ刑罰の主義を知らず故に吾囚待遇の當を失し其結果僅少なる同國人にして均一の處遇を受くる不能甲は幸にして斷髮せられざるも乙は不幸にも斷髮せられ支那人たるの身分を標識する

矯正図書館

不能るに至る鳴呼日本監獄未だ囚人待遇の道を知らず監獄改良の進度我中華に不及と若し夫れ支那人をして待遇均一公平ならざるを慨し如斯觀念を抱かしむることあらんか少くも支那人に對しては刑罰實收の目的を達する事不能るものなりと斷言せざるを得ず

以上余輩永々しく卑見を陳述するもの刻下必要を感ずるの問題に屬すればなり大方の志士幸に一讀の勞を吝む勿れ

○仝上　　金城生

清國人は長髪を蓄へ以て國風となせり（或は蓄髪は原因あらん）之を斷髪せんか國風として誇ふ處の意思を抱けるものと謂はさるを得す近例を以てせは或る國の如き斷髪令の下るや大に民間不平を唱ひ上下騒亂したることを聞く處なり然とも斯の實否は知らす世に愚民たるものは曾に古來の風習を守るを之れ良とし眼中發達進歩の思想に乏しく事あり而して後ち刺擊に遭遇し一二を改むるのみ豈憐察すへけんや若し斷髪せんか清國人の心中果して悲まん出獄後元の如く長髪を貯る多くの日數を經過せされは能はす故を以て交際上亦た耻る處なきにあらす刑期滿了無拠良民として出獄したるものまでにも不都合を興るは穩ならさるやに考料す前理由を以て清國人に長髪を蓄ることを許す敢て差支なきのみならす至當のことゝ信す論者あり清國人に長髪を蓄ることを許すとせは我國力士の如きは何如彼は古より今に至る結髪せり之も斷髪せんか營業上差支ありと個は別問題にして本問に對し所思を陳述するのみ

付言清國人蓄髪に付ては其筋より通達あるやに考ふ

○仝上　　在松山　山本柳腸

蓄髪の恩澤を蒙らしむるとは當然なりと信す

○仝上　　在中國　鳳雛麟兒生

此場合に於ては假令清國人と云へとも苟しくも我國の監獄に入監せる以上は我か獄則の下に屈從せしめさる可らす果して然りとせは獄則明文の如く甲監獄に於ける如く斬髪主義を採らさる可らす若し開化主義に依り蓄髪の恩澤を與ふるときは懲戒上その利たらさるを信せり問者以て如何と爲すや

○前號第三十二項　　浪華生、

本問は絶對的に下付するを要せすと雖も發達者既に親屬若くは故舊とし發差し在監人又之を親屬なり故

舊なりと申出つる上は其物品にして他に支障なき限りは下付するが正當なりとす併て其間に少しにても疑似の點あらは所は別問題なり予輩答辯の外とす

○仝上　　吉田德太郎

余輩未だ嚴島生は一面の識あらしと雖も生が刑罰嚴正主義を抱懷する處の余輩同志の論者なりとは毎時生の議論に依つて是を窺ふに足る而して本題の如き余輩の意見を以てせは在監人に是を下付するの頗る穩當ならざるやの感あるのみならず在監人其物の片言を信じ是を下付せんか遂に監獄規定の親屬故舊ある文字をして一の形容詞に過ぎざるが如き不都合を見るに至る併し今日の場合に於ては未だ在監人身分帳改正の域に達せす從て監獄署自ら是を確實に知るの便を得す故に若しも親屬故舊を確實に取調べ后ち下付するの手段に出でんか能く我現行監獄則の精神に適ふの處置として賞賛すべきも后にては徒に手數を煩はすの尠少ならざるのみならず相互の不便亦限り勿るべきを以て今日に於ては實際在監人の偏言を信じ是を下付するより外道勿るべし而して實際在監人の偏言を真實とし是を下付するの場合に在ても可及的其範圍を狹隘にし苟くも其圍徹にても疑の存するあらんか監獄署は相當の手續に依り其虚實を確め在監人に下付するの處置に出るを要す然るに世には現行監獄則に親屬故舊云々の規定あるにも拘らす監獄署は自ら是を確實に知るの必要なしと云ふが如き妄想を抱くものあり余輩是れらのものに向て深く難詰するの勞を取らす只た一言以て治獄の蘊奥を極めざるの論者なりと斷言せん而已

○仝上　　在中國　東海逸史

假令其親屬故舊の間柄判明せさるも在監人に於て親屬又は故舊なりと申立つるときは之を下附するも差支なきものと考ふ

○仝上　　在松　山本柳腸

下付して差支なきものと信す

○前號第三十三項　　吉田德太郎

監獄に別席留置人の多きは偶々以て其國監獄事業の幼稚なるを示すに足る故に余輩は若し國家にして全力を擧げ以て監獄事業に熱注するの時は則ち其國監獄事業の進歩せし時代にして其時に於て始て別席留置人なるもの監獄に其跡を絶つの時なりと斷言するを憚らす而して眼あるものは見よ今日の監獄其不体裁としても見るべきもの多々ありと雖も彼の別席留

監獄雑誌　第7巻 第6号
矯正図書館

置人なる青衣隊の三々五々隊をなし監獄の一隅を以て快境と爲す賓輩の多きは世見苦しきものは是れあらざるべし是れ獨り監獄事業の幼稚なるを標識するの厄介物なるのみならず監獄内に別席留置の多きは其監獄の不名譽章として見るべきものなるを以て當局者は宜しく第一課僚を督勵し監視執行地の取調を敏滑に取扱はしむると同時に一面に於ては親屬故舊鞠誘の勞を取り不幸なる別房留置人刑餘頼るなきの憐れみをして出獄の便を與へしめざるべからず若し當局者にして監視執行の一事を輕視し警察の意向に放任するが如き事あらんか當局者たるもの職務曠廢の責は得て免るべからざる事なりとす故に余輩は本題の如き場合に遭遇せんか當局者は宜しく其父母を鞠誘し強硬的に引取らしめ監獄内別房留置の減少を圖ると同時に此不幸なる此可憐なる儕輩をして一日も疾く地獄界を脱せしむるの指針をを執るを要す而して吾獄の如き近時頗る別房留置人の減少を見る是れ偏に吾獄當局者保護方針の宜しきを得たるに出でたるものとし其敏腕を賞賛すると倶に其勞を謝せざるを得ず嗚呼吾獄の前途快なる哉嗚呼吾獄の前途快なる哉

○仝上　在中國　東海逸史

無論別房に留置すべきものならん

○仝上　在松山　山本柳腸

戸籍上分家したる子女の監視に付せられたる場合其父母に於て引取方を拒絶せば他に住宅なく又引取人なき時は別房に留置すべきものなり

○仝上　山陽子先

本問の如きは無論別房へ留置すべきものなり如何に父母と雖も或る事故の爲め引受方拒絶したる場合は之を強て引受けさせるの道なければなり

○前號第三十四項　S U 生

本問は表面監獄署宛とあるも封中在監人某宛としたるを以て見れば其受信者の監獄以外の外人たるや明かなり、去れば其某にして曾て在監したることなしとせば同時封入の郵便切手も監獄署の所有に歸せざるや明かなりとす故に予輩は本問の場合は監獄署は更に之を郵便局に送り郵便局は郵便没書の例に取扱ふべきものならんか

○仝上　吉田德太郎

本問郵便切手の如きは相當の期限（凡そ一年位）監獄に存置し下付を請ふものなき時は是を監獄慈惠の用に供するの策は如何彼の得遺失物等に準據し處分するよりは寧ろ國家を益するの大なるものあるにあらずや請ふ問者の感果して如何

○仝上　在松山　山本柳腸

本問の如き場合は書信は没收棄却すへく封入の郵便切手拾枚は遺失物拾得の手續に依るへきものと信ず

○仝上　在中國　東海逸史

書信と共に封入の儘右名宛のもの曾て入監したるとなき旨を明記し之を返すとにせば可ならん各地方實際の扱ひ振り承はりたし

○前號第三十五項　吉田德太郎

有賞者の特別菜は宜しく普通菜の外に給與すべし其理由たる抑も有賞者に特別菜を給するの精神たるや普通の囚人と其菜を區別し給與するの謂ひにあらず故に普通の囚人と同じく通常の菜を與へ尚ほ有賞者優遇の規定に基き特別菜を增給するものと見ざるべからず併し監獄則に飯米の割合を特示するものは其間毫も疑點の存するなきも其正條なきものは宜しく廣義に解釋し優遇の趣旨を透徹する事に勉るを要す現行監獄則の精神夫れ奈邊に存すべきか敢て余輩の見と相去る遠からざるべきを信ず

○仝上　在中國　東海逸史

有賞表者に給與する特別菜は通常囚仝樣の菜を給したる上特別に給與するものなるとは施行細則第九十六條六項の明文に於て一目瞭々なりと信ず

○仝上　在松山　山本柳腸

有賞表囚に給與する特別菜は常菜の外特別に給與するものと思考す現に各地方監獄署に於て常特併給する處あるは開知するも未た特菜のみ單給しつゝある監獄署あるを聞かず之れ余輩の意を强ふする所なり

○仝上　山陽子先

本問は要するに賞表を有する囚人に給與する菜は增給するものなるか將又特別の菜のみを給するものなるかと云ふ如く解せらるべし之に答ふるにわ余は監獄則施行細則第九十六條第六を以てせんとすと雖も熟々推考するに本問は然るにあらずして右等給與する菜は增給するとき又特別の菜のみ給するとき就か正當なるかと云ふの意ならん若し淡水生君の意茲にありとせば余は特別の菜のみ給するを正當なりと斷言せん抑も增給するの所以たるや囚人獄則を謹守し作業に勉勵し且つ眞心悔悟するの行爲あるものをして優

矯正図書館

遇するの結果之を行ふものにして增給するも特別の栄のみ給するも優遇上大差なしと雖も彼の食慾深き囚人にして增給せんか一も余す所なく喫食し遂に之れが爲め衛生上害なきに非らず然るときは優遇せんと欲して却つて薄遇するに至らん故に余は特別の栄（分量は他の囚人と同一にして高價なるもの）のみ給するを正當なりと信ず

○前號第三十六項

在松山　山本柳腸

本項の場合は懲篤諭示して該場を去立らしむるか然らされは彼か妨害をなすを待つに非されは他に法方なからん何となれは單に囚人使役上差支ある場所に來りたる一事にては未た何等の犯罪をも構成せされはなり故に懲篤諭示して該場を立ち去らしむるか然らされは彼か妨害を爲すを待ち官吏の職務を行ふを妨害する罪あるものとして逮捕し告發と竒共に相當官署に引渡すの外道あさるものと思考す

○仝上　　吉田德太郎

實際本題の如き場合に遭遇せんか當該看守は宜しく絶妙の動作を爲し穏に現場を立去らしむるを以て唯一の要訣とすべし乍併彼れ頑硬にして其諭示に應せざらんか最後の手段に訴ふるより道なし其最後の手段とは如何曰く役業を停止し速に飯監の手續をなし一面官吏職務執行妨害の訴追に及ぶを以て尤も其正鵠を得たるものなりとす

○前號第三十七項

在神戸　赤洲生

本問先つ看守か一囚に梁に登り掃除すへきことを命したるは不當の命令なるや否を考究するに命を受くる囚人にして白痴狂人或は知覺精神の乏しき者に非らさる限は指揮し得へき正當の命令なりとす然り而して今檢束看守か一囚に梁に登り掃除すへきことを命し一囚命に應したりとすれは彼囚人は必す充分の戒心事に從はさるへからす苟も注意を怠り一度過たんか忽ち墜落死傷の斗られさらんこと普通智腦を備ふるもの、覺悟なりとす然るに彼輕擧此戒心を怠り轉落し死したるは是れ自ら招きたる厄にして決して檢束看守に責の問ふ所あらさるへし此場合に於て過失殺傷として檢束看守を待つへしとも思はれす何となれは檢束看守か現に手を下し過殺し或は其意に非らすして死地に陷ひるの境に臨ませしめたりとも思はれさるはなり（前述不當の命令にあらされは）要するに彼れ囚人か自ら戒むへき輕卒不注意より起りたる結果にして看守の命にして彼の白痴狂人或は知覺精神の乏しき者に命する等不當の指揮にあらさる限は檢束看守は何等の責あきものと信す

○仝上　　在松山　山本柳腸

檢束看守に無責任なりと信す何となれば彼れ囚人か地上に轉落したるは彼れ自らか不注意の結果にして戒護看守職責上一點の不注意なけれはなり

○仝上　　吉田德太郎

毫も檢束看守に責任あるものにあらす何となれば本題の場合の如きは所謂天災に屬するものにして凡そ事天災に起因するものは其事實の如何を問はす人類の責任を負ふへきものにあらされはなり語に曰く天より爲す禍は遁るへし自ら爲す禍は遁るへからすと

○前號第三十八項　　吉田德太郎

刑罰權と云ひ懲罰權と稱するも其權濫の由來する處は唯一にして二道あるものにあらす故に一度減食處罰何日間に處すと宣告せんが其懲罰の効力は敢て問はす必す其罰期を終らしめさるへからす若しも減食懲戒は以て彼れを戒しむるに足すらとし其執行を中止し扉禁處罰に換ゆるが如き事ありとせんか如何にして懲罰權の威信を保持することを得へきや是れ恰も裁判官が重禁錮刑執行中のものに對し汝重禁錮刑は未だ以て汝を懲すに足らす故に重禁錮刑の執行を中止し更に輕懲役に換ゆると言はんか其刑罰權を濫用するも亦極甚なりと言はさるへからす而して其名と裁判する人こそ異なれ刑罰權懲罰權倶に其基く處の權道は一なり故に假令其効力の薄弱なるにもせよ一度何日間の減食處罰に處斷すと宣告せんか其執行此期間未滿にして是を停止し他の懲罰に處するが如きは行道者として不能の權能に屬するのみならす懲罰權の濫用も亦甚だしとはくべくも余輩をして此に再び斷言するの不得止るに至る蓋し問者の此疑を發せらる豈に偶然にあらさるへし余輩も曾て聞けり我監獄に於て爭かも堂々たる地位を占むる人にして懲罰執行換の是なるを認むる人ありと嗚呼堂々たる人にして若しも昔日の迷霧を霽さす知斯妄想を抱き法權濫用を主張するものありとせんか我監獄事業の前途絶望なりと云ふも豈に過言には之れあらさるへし余輩不敏なりと雖とも妄想論者の爲め指導標たる事を辭せさるへし

○仝上　　在松山　山本柳腸

懲罰執行中他罰と換罰することは法の許さゝる所な

矯正図書館

りと思考す之懲罰の威信を害する大なれはなり

○前號第三十九項　在松山　山本柳腸

檢事より解放の指揮ありたるに司獄官吏失念して解放を遲延せし時は刑法第二百七十九條の制裁を受くへきものと信す而して本問の翌朝に至り解放せしと翌朝解放せんとするに當り前夜該囚の死亡したりとの事實は其制裁上に差異ある事なからん何となれは該囚の死亡は司獄官吏の行爲に起因したるものあらされはなり而して問者の（即ち檢事より指揮し來りたるとき）とは如何なる塲合を指したるや明瞭ならす檢事より指揮し來りたるとき既に該囚の死亡し居たらんには司獄官吏に責任あるの筈なし其死亡と指揮の來りたるときとの同一時なりしや將前後幾何時間の差異ありしや指揮後死亡したりとせは指揮書受領後幾何時間經過して死亡せしやは本問後段に決するに付必要條件なりと信す然れとも本問記載文面にては明瞭ならさるを以て假に指揮後數時間を經て死亡し翌朝解放せんとせし時は既に死亡後なりし事實なりと假定して本問の答案を書す

○仝上　吉田德太郎

當局者は解放を失念したりとの一事に就き責任を負ふの外他に制裁を受くるものにあらす而して其責任の輕重する處只だ官吏懲戒例により相當の行政懲戒を受くるの他に道なけん

○前號第四十項　吉田德太郎

行害者と親屬間にして彼の法律上罪を論せざるものなりとせば加害者は敢て刑法上の制裁を受くへきものにあらす而して此塲合に於ける當該看守は監視人取締上該被監視人の所轄警察署長に對し護送途中の出來事の顛末を告知し尚は假監の上其事由を典獄に報告せば以て其職責を盡したるものと認むることを得へし

○仝上　在松山　山本柳腸

本項の塲合押送せし看守は該被監視人も殘り四名と共に警察署に交付し且つ監視違犯の告發をなすへきものと信す而して該被監視人法律上の制裁は監視違犯の罪のみにして露店の餅數個を窃取したるは親屬盜なるを以て法律上の制裁なきものとす

○前號第四十一項　吉田德太郎

大工囚は過失殺傷罪の責を免る事不能其理由は假令身は囚人と雖とも苟くも監獄の作業に從事する以上は自己使用上に關する器物は尤も留意して是れを使用するの責任を有す況してや大工囚の如き常に刃物類を取扱ふものに於てをや然るに其注意の及ばざるの結果他人を創傷し死に至らしめたるものは到底法律上過失殺傷の罪を免るへからざるものと斷定せざるを得す請ふ問者貧する處ありや如何に

○仝上　在松山　山本柳腸

大工囚法律上の制裁は過失に因て人を死に致したるものなるを以て刑法第三百十七條に該當すへきものなりとす其理由は金槌の柄抜落して他囚を死に致したりとせは該金槌は抜柄すへき不完全のものなりしや知るへし大工囚の之に必付かす使用せし爲め柄抜落して他囚を死に致したりとせは其不注意の責任は免るへからさるものなるへし而して若し該金槌は抜柄にあらすして柄の振損なりせは何等の責任なかるへし之れ不注意の責むへきものなけれはなり然れとも本問の塲合は抑損にあらすして抜柄なりしを以て過失殺の責は當然免るへからさるものとす

○前號第四十二項　吉田德太郎

監獄教誨は其塲所に依て教誨の有効無効を斷すへからす余輩は常に信す教誨の要旨とする處只だ絶妙の教誨を加ふるを以て秘訣と爲すへしと而して絶妙の教誨は善良なる教誨師に因て始めて實收する事を得へし彼の徒に教誨掌の美麗を欲し教誨は巍然たる堂宇の裡にあらざれば其効を奏し不能るが如き妄想を抱くものあるは未だ以て監獄教誨の眞味を知らざるものと極論せざるを得す故に若しも監獄教誨は其塲所に因て効力の差あるものとせば寧ろ現在の教誨師を全廢し一堂に木像を備へ四人をして朝夕之を拜せしむるの優れるに如かす併し今日如何に教誨不進の時とは申ふしながら監獄教誨は其塲所に依て其効力に差あるものと妄想するが如きものは是れ勿るへし故に余輩は工塲と監房とを問はす絶妙の教誨は以て其効力の差を生すへきものにあらす絶妙の教誨は教誨師其人を得て始て實收する事を得へしと論定するもの蓋し余輩一己の私見には是れ勿るへき乎

○前號第四十三項　涙華生

在監人看讀を許可せられたる書籍中勅語の明文あり之を奉讀するは敢て不可なきのみならす獄中尚は聖意のある所を感佩せしむるの捷徑とも爲り之れを停止するの必要なしと雖も本問の讀せしむる云々の語は或は學校軍隊等に於ける如く奉讀式を行ふの意な

矯正図書館

りとせは予輩尚早論を以て答へんとす問者の意果して如何

○仝上　吉田德太郎

我國の時運は未だ以て囚徒に勅語を讀ましむるの時機に達せす故に余輩は時期尚早を以て排斥せんと欲す而して本題排斥の理由は余輩敢て論究するを欲せす只だ問者孤燈の下に沈思默考せば時期尚早の理由の如きは自ら釋然たるものあらんか

○前號第四十四項　吉田德太郎

宗教心なき民に宗教を說くも恐らく馬耳東風たるなきを得んや無教育の人に一篇の道義を說くも所謂釋迦に說法の嘆なきを得んや嗚呼我監獄教誨の目的を達せんと欲する豈に難事ならすや余輩思ふて此に至る毎に彼の教誨當事者が孜々汲々乎として監獄教誨に從事し日も尚は足らさるの精勵を以て斯業の爲め努力せらるゝにも拘らす比較的微誨の進歩を見さるは豈夫れ偶然にあらさるなりと而して余輩教誨專門のものにあらす故に今俄に此に道義宗教何れを取るやを斷せすと雖とも我國情として全國統一的に宗教的教誨たり將た道義的教誨として其主義を確定するは策の得たるものにあらす故に今日に於ては宜しく地方の狀況に依り道義的教誨を採用するも可なり宗教的教誨に因るも不可なりとせす要するに其土地風俗人情に投合するものを以て教誨の主義とせば恐らく誤ちなきを期する事を得べし實に今日監獄教誨の實狀は教權爭奪に汲々するの時にあらす假令其主義とする處宗教的にもれ道義的にもれ其因る處は敢て問はす能く囚人の性情に投合し囚心に感動を與ふるあらんか此に始て感化改良てう監獄教誨の目的を達する事を得べし余輩教誨の名美なるを欲せす只だ實効を期するを以て教誨の價直あるを知る然るに世に學識兼備の專任監獄教誨師にして教權爭奪に汲々し其結果監獄教誨事務の天職たるを忘れ決然其職を拋棄し顧るなきものあるは豈に斯道の爲め一大恨事ならすや

夫れ以上の如く余輩は宗教的道義的何れに因るを問はす今日監獄教誨創初の時代に當ては先づ其擴張の手段として須臾く其實收を期するを以て目的とすべし而して監獄教誨の特性として宗教的教誨に依るべきか將た道義的教誨の主義を採用すべきかは斯道先輩の士留岡幸助原胤昭諸師等の教を請はんと欲する處なり兩師余輩の爲めに垂示の勞を吝まるゝなきや如何に

○仝上　在中國　東溟逸史

本問題の道義的なるや果た宗教的なるやと云ふに至ては當局者間各其所見を異にせることは掩ふ可らさる事實なりとす然り而して此道の泰斗博學多才なる小河岳洋君は官面教誨の主義を論して謂へらく予輩は微當徹尾宗教的教誨の主義を取るの必要なるを信す云々と依之見之宗教的教誨の道義的教誨に優ること千萬なりと信す若し論者兩的相待て必要なりと謂ば逸史は劈頭第一着に宗教的教誨の主たるを斷言して憚らさる者也問者以て如何と爲すや是に於て逸史は小河岳洋君の高說を引用し揭て以て本問題の答按とす

○本誌第五號廿六項の質疑應答に付て　卑見を述ぶ　中野慶治

右應答を閱するに卓識諸君の高說殆んと消極にして積極說に至つては亦其隻影たも見す是に由て之を觀れは積極說の非にして消極說の是なるは一般識者の見認むるもの〻如し然るに余か盲昧の然らしむる所なるか特り此消極說を是認するを得さるのみならす却て積極說の正鵠を得たるものに非るなきかを疑ふ依て茲に聊か卑見をを吐露して以て讀者の明斷に訴へんとす夫れ沈默生君は曰く被解放者は二十四時間內に相當官署へ申出つへしとは當該官吏の命令なり故に命令違反の所爲あるも毫も逃走と云ふ眞實なきを以て刑法上の制裁なしと余れ第一君が監獄則第九條の規定を以て當該官吏の命令なりと放言せられたるは其何の意なるやを知るに苦しむ抑も監獄則は最高命令たる主上の勅命に非すや勅命は當該官吏の命令なりと云ふに至ては恐らく三歲の童兒も又其奇斷に驚呆せん察するに弘法も筆の誤りとやら君にして此奇說ある必竟何彼の間違より來せしものと信すれは敢て之れか辯駁を試みるの要なく且つ何やら良心にも恥つるの感あれは只君の迷謬を覺悟せしめん爲め茲に一言を弄したるに過きす乞ふ君再考あらんことを而して君は又第二の論據として逃走の實なしと之れ又余の解する能はさる處なり何を以て逃走の實なしと云ふか皮想の觀察よりせは或は然らん然れとも熟々逃走罪の本質を考究するときは大に其然らさるを發見するに難からし夫れ逃走とは監署の監督區域を脫して行刑檢束を遁かるゝの事實を云ふもとより果して然らは被解放者か法律(廣義)に定めたる期間

矯正図書館

內に申出てさるときは是れ法律の規定を犯して自由に行刑上の檢束拘禁を逋脫したるものにして完全に逃走事實は現存せり尙之をして逃走の實なしと云ふを得るか或は被解放者に於て監獄則第九條の規定を知らさるを以てと云ふか是れ謂はれなき痴言なり夫の法の不識は以て罪を免かるゝを得すとは羅馬法以來法律の格言にして而かも我現行刑法は其第七十七條末項に之を明示したるに非らすや且つ法律は一たび人民に公布して其拘束力を生するに至るや犯人の知不知に由りて其効果を異にせさるは其特質たるに於てをや夫れ然り已に然りとせは君か論旨の城廓とも賴む本據は既に陷落せり依て余は之より君か新手の精兵を引率して再び陣頭に立つの日を待ち筆戰に及はんとす故に暫らく決戰は後日に讓り本論は玆に終局を告け宜敷是非は看者の判定に委せんとす　依て之より轉して第二論者たる阿房究君に少しく反問せんとす君曰く本問の場合には獄則違反を罰すべし畢竟被解放者は解放后廿四時間內に申出つべしとは單に歸監の時限を定めたるに止まり違反すれは云々と規定したる條項を見す且つ刑法上に於ても本問の如き場合に逃走罪を以て處斷すべしとの規定なし尙之をしも逃走罪を以て論するとせは牽强附會も又甚たしと云はさるを得すと（論旨を要約したるものにあれは原文の儘にあらす乞ふ看者了察せよ）成る程君の着眼する處にして誤りなからんか其斷定は大に其當を得たるものとして一意贊同を表せん乍併其着眼する所則ち論據たる根底に誤謬あり從て其斷定は錯誤に陷れり之れ余か反對說を主張して聊か筆鬪を試みる所以なり夫れ君は監獄則第九條中二十四時間內云々の規定を實に無意味に解釋して單に歸監の時限を定めたるに止まり違反するも敢て刑事上の制裁に及はすと論せられたり是れ何たる謬見そや余は本條の規定を以て決して斯る無意味のものに非るを信す抑も解放處分は人命救護の終策にして行刑法上の一大變則なり故に法律の規定を以て特に一定の期間を置き其期間の滿了と同時に行刑の本体に復すべきことを示したるに外ならすと信す夫れ然り果して然りとせは全條に違反の制裁を揭けさるは是れ法の缺漏にもあらされは且つ刑事上不問に付するの意にもあらす全く規定を要せすとも當然の事に屬するを以ての故ならん則ち前述したるか如く行刑法上の拘束を逋脫するの事實は以て逃走罪として論するに足る

べき要素を具ふるを以てなり是に由て之を觀れは君か所謂法律に明文なし明文なきの所爲は之を罰せすと云ふは少しく極端に失したるものには非るなきか余とて刑罰法の嚴格に解すべきを知らさるにあらす乍去刑罰法の嚴格に解すべしとは只外觀上類似の形迹を具ふるに止まり其本質の異なる則ち換言すれは或る一定犯罪成立の必要條件を缺きたる場合に摸擬するを得すとの意にして決して犯罪事實あるも其時機其手段一々法文に明記なくんは刑法第二條の適用の外なしと云へは實に滅法界もなき大謬見と云はさるを得す蓋し犯罪の時機犯罪の手段の如きは全しく他人の所有物品を竊取する竊盜罪若しくは謀故殺罪尙其他各犯罪に付て見るも何れも皆是れ千狀万態の時機方法を利用して以て其目的を達せさるに非るはなし然るに一々法文に明記なきときは罰するを得すとせは何人か法規に觸れ罪刑に處せらるゝものあらんや則ち知る刑法は單に各犯罪成立の要件を規定したるに過きさるものなるとを故に苟くも或る事實にして其要件に虧缺なくんは以て犯罪として論するに足るべきものと云はさるを得す時機方法の如きは一々法文に明記せんと欲するも千差万別際限なく到底不能の事たり依て余は阿房究君か云ふか如く本問の場合に刑法第百四十二條第一項に問擬するは毫も牽强比附の解釋に非すして最も擬律上解釋の當を得たるものと確信す阿房究君異論あるや否謹て再說の誨上に顯はるゝを待たん　尙其他嚴島吉田の兩君は折衷說を主張して正當の理由あるときは逃走罪を以て論するを得す依て期間經過の一理由は以て逃走罪成立の一原由と爲すに足らすと夫れ然り正當の理由あるときは之を證明して被解放者は其責任を免かるゝとを得ん乍併此場合は反證に由て罪の成立せさるに止まり反證なくんは當然逃走罪は成立すべきものなるを以て本問の如く單純に期間經過に對する法理上擬律如何の問題に於ては全く贅論たるに過きさらん依て余は本問の場合に於ては斷して逃走罪は成立すべきものとして唯正當の理由あるときは逃走罪は成立せさるとあるも是れ一の例外なるを以て本則としては逃走罪成立すべきものとするを至當の見解ならんかと思惟するなり

玆に聊か諸君の高說に滿足し能はさるより其分材をも顧みす卑見を吐露して反對の意を表したるものなれは論中或は不敬たるへきの語なきにしも非

すと雖とも是れ余か赤心の命する處にあらすして全く短才拙文の致す所なれは請ふ諸君宜敷諒察あらんことを

○沈默生の解答を讀て　立番生

余輩は前きに水火風災其他の事變に際して救護の爲め一時解放せられたる在監人が二十四時間を經過して申出たるものあるときは之れ逃走罪を以て論するや否やの質疑を發したるに本誌上に其人ありと屈指せられたる沈默生は見事に逃走罪排斥論を喋々せられたり盖し熟々之れを玩味せは其眞理ある處を發見するに甚た苦むなり或は誤謬斷定の淵に陷られ問者をして却て倍々疑々の冥途に誘惑せらるゝものならんか余輩は未た全く首肯する能はす聊爰に卑見を記し以て反駁の勞を執らん

沈默先生は曰く刑法上逃走罪なるものは自から進て相當官吏の監督區域を脫し初めて構成すべき犯行なれは本問の如きは敢て逃走罪を以て問疑するの所以あらん盖し彼の二十四時間內に相當官署へ申出べしと云ふは之れ當該官吏の命令なれは茲に命令違犯の所爲あるも毫も逃走の眞相なければなりと論述せられたり然り淺見誤斷を以てせば左もあるべし尤も逃走罪なるものは或る一部分の監督區域を脫し初めて構成すべき犯行なるも本問の如き場合は之れを監督するの區域はなしとせんか苟も天下の犯罪者若しくは之れが嫌疑者をして妄りに自由拘束を解き徒に社會を濶步せしむると云はんか例へば爰に五日乃至十日を經過するも尙以て法律の正裁を受けすとせんか豈茲に至て奇怪の結果を生ずるにあらんや然り此ときに當て之れを監督する區域は何ぞ他なし監獄則第九條は即ち之れなり爰に二十四時間の制限あるは之か金城鐵壁の區域にして彼等も之れを經過すべからざるは豫め明知する處にあらずや然るに本問の如き之れ自から進て監督區域を脫したりと云はんか尙以て逃走罪を構成せざると云ふや尙ほ一步を進て沈默生の所論を深究せは其理由とする處は彼の二十四時間の制限は當該官吏の命令云々と云ふの外なし嗚呼又何たる妄論ぞ凡そ一搬の官吏たるもの其職務を執行するに當り法律規則の命令する處に據らざるものあらんや然り彼の二十四時間の制限は監獄則に燦灼たる明條あり今や本問の場合に當て官吏は職務上の本則の命令する處を傳達するものならんや夫れ之を以て官吏個人的の命令となすや法令違犯の所爲となさんか吾人は斯る奇異の謬說に向て眞面目に辯駁するの價値なしと雖とも沈先生の蒙迷遂に解せざるを憂ひ茲に一言を識するのみ盖し先生よ余輩は未た黃嘴のもの幸に御手柔の高敎を吝む勿れ

尙は本問卑見の判定を記し以て參考に供せん

本問は逃走自首罪を以て論し刑法第八十九條により所犯の情狀を原諒すへき者とす盖し刑法第七十五條第二項の場合の如きは本條に照し不論罪を以て處斷す（之れ吾人の堂々自若として動かざる處讀者夫れ如何となすか）

●質疑

○第四十五項　吉田德太郎

近時四人購求物の利害に關し獨のウヰルト氏とクロー子氏と其意見を異にしウ氏は條件附食物購求を主張しク氏は絕對的に購求食物全廢の意見を有せらるゝと

若し夫れ兩雄の意見をして我國今日の狀態に照さば何れか能く我國體に適合すべきか敢て先輩諸氏の高敎を乞ふ

附言應答者は我國現行監獄則の規定は暫らく眼中に置かす偏に學理的立論あらん事を望む

○第四十六項　在松山　山本柳腸

四人病氣を申立て監獄醫の診察を請ふときは惣て之を許容すへきや將た制限を付して許容すへきや若し制限を付して許容すへきものとせは其制限は如何なる標準に據るへきや

○第四十七項　立番生

囚徒故意を以て作業素品若くは制作品を破損せしめ爲めに生したる損害は該囚の給與工錢を以て賠償せしむるを得るや否や

○第四十八項　在大阪　洋々散士

五ヶ年若くは十ヶ年以上勤續の看守にして看守長に任用せられたるときは他日看守長を依願免官となりしとき一時賜金若くは年金を給與すべきものなるや否や

○第四十九項　在大阪　洋々散士

監視に付せられたるもの其の判決文の肩書に於て住所判然と記載あるものも尙其の父母若くは兄弟に監視引受を爲すや否やを豫め照會して其の承諾を求め

矯正図書館

置く可きものなるや否や

○第五十項　たまも生

自己の賄求物を包藏したる囚人あり看守は之を認めて直ちに該食物を引揚け該品と共に右包藏の旨を申告せり此場合に於て該引揚食物わ如何に處分すべき乎

但理論よりは實地の扱に適する說明を希望す

○第五十一項　山陽子先

定りたる住居ありて平常營生の產業なく諸方を徘徊するときは法律上之を罰するとを得ざるや

例之

益に獨身にして家屋を有するものあり此者は性情横遊邊にして平常營生の產業なく乞食をなして諸方を徘徊し一ヶ月或は二三ヶ月に一度歸宅するも直ちに復家出諸方を徘徊し定りたる住居ありと雖も其實ありが如きものなり

○第五十二項　同　上

甲監獄に於て刑の執行を受けたる附加監視執行中犯罪の爲め乙監獄（監視執行地と乙監獄に管轄を異にせり）に入監し後無罪免訴となり出獄に際し殘監視あるも本人は無籍者にして殊に無頼漢一人の引取人なき（先きの引取人は本人拘留中已に死去せり）場合に於ては甲乙孰れの監獄の別房に留置すべきものなるや敢て御高教を煩す

○第五十三項　同　上

茲に一人の犯者あり住所を異にし襲に甲助と稱へ入監し後ち乙助と稱へ入監したるも一見襲の甲助に相違なきを認め其實名を問ふに私は乙助に相違なしと云へり依て其甲助幷乙助の本籍を取調ふるに乙助は現に其住居地に於て營業しつゝありて乙助と云ひしは全く僞名なると判明し重ねて實名申立べきとを詰問するに强て乙助なりと云ひ自白せざるときは僞名と知りつゝ拘禁するや又他に之を自白せしむるの方法ありや御教示を乞ふ

雜錄

●諮問事項と云ふに就て（承前）

三、教誨師は佛教徒より採用するを可とするが如し實際上の便否如何

本問は監獄教誨師撰擇に就き其筋の方針を表白したるものにして依是觀之ば總て教誨は宗教々誨を以て主義とせらるゝものなること素より論を俟たざる所にして監獄の最終目的を達せんと欲せば懲戒素より必要なるに相違なかるべしと雖も抑も懲戒なるもの一應は彼等を懲戒し將來を警戒するにありと云ふとと雖も眞正に彼等をして心性上の感化を爲すにあらざれば能く犯を豫防し改過の實効を奏すること蓋し難かるべきこと何人も爭ふべからざる事實にして監獄に教誨の設けある全く之に過ぎざるなり偖て其教誨の主義は如何、教誨の任にある教誨師は果して如何なる人物を撰擇するを以て可なりとするやとの疑問に就ては從來當局者の間に種々の議論ありしは甲宗教々誨主義を採り乙は道義教誨主義を取り又は基督教主義を採用せらるゝ等要するに各典獄諸君の撰擇に任せられたるを以て隨て教誨師其の人の如きも僧侶よりし儒者よりし又或は宣教師より採用する等主義の異なる丈け其人物の種類を異にするは將に爭ふべからざるの事實にして尙之を殊別するときは各派の僧侶を以て監獄教誨に從事せしむるもの十の八九に位するものあるか如し、然り而て其如何なる主義の教誨は果して最も其効を奏し所謂教誨の目的を達するやと云ふに世既に是非の議論あり予輩後進の能く云々するを俟たざる所なりと雖も其筋方針の如何を窺ふに監獄教誨は佛教徒を採用するを可なりと明言せられたるを以て見れば其主義の宗教々誨に存する素より論を俟たざる所にして予輩か是非するを許さゞるなり然りと雖も今日及從來の實驗に徴するにまた監獄教誨は甚た幼稚なるものにして果して其効益を得たるもの幾何かある予輩は監獄に再犯以上の者多きより之を推究するにまた塞心せざるを得ざるものあり隨て今後の教誨主義及教誨師の撰擇に就ては今日未た是非の議論を確定するの時期にあらざる

矯正図書館

こと予獘の信して疑はざる所なり然るに諸問案は一刀兩斷的に敎誨師は佛敎徒より採用するを可とすると云はれたり是れ最も考慮を要する議なるべしと思惟せり、若し果して今後の敎誨師は僧侶を以て之に任すとせんか僧侶諸君は此所奮起一番せらるゝ所あり少くとも監獄に關する諸法令は之に通曉せざるべからざるは勿論、實踐躬行自から罪囚の標的とあり或は時としては罪囚と寢食を俱にするの覺悟を以て其職に盡瘁せられんことを希望せざるを得ざるなり、要するに予輩は敎誨師の撰擇に就ては是非の論を云はず只佛敎徒を採用するを可なりとせば今後の敎誨感化上に其實効の多く擧らんことを希望するものなり、而して諸問案未文の便否如何と云ふか如きは敎誨其ものゝ利弊得失にあらずして敎誨師採用上の便否を意味したること勿論にして果して然らば予輩佛敎徒を採用するの便利多しと答ふるに躊躇せざる所なり、幷は何となれば全國到る所其人に乏しからず其報酬の如きも無給若くは僅々たる手當を以て容易に之を招聘するの便利あるべければなり云々、

四、女監取締は檢束戒護の實を擧くる能はざるの實況なきか又其任用方に就ては年齡の制限を設くるを可とするもの〻如し其標準如何

予輩憚りなく今日實地の景況を披に開陳せんか今日の女監取締は殆んと檢束戒護の實を擧くる能はずと云ふも聊か誣言にあらざるべしと信す、元來女性の囚徒には女性の看守を以て之に充つること素より理の當然にして事實も亦爾かくせざるへからざる所謂不得止的の性質に屬す然りと雖も今日多くの監獄に於けるか如き實況にては到底其職を全ふする能はざるもの多し何となれば今日の女監取締は盡く皆然りと云ふにあらざれとも概して之を云へは年齡高く偶々壯齡のものは是ありと雖も未た監獄の何ものたるを辨識せざるもの多く云はゞ只普通日用の文字を解し得る位の者其過半に屬するを以て隨て男看守と同樣に職務上に於て其實効を擧くること能はざるは事實の證明する所にして女監取締は女監房を留守するに過ぎざるか如きあり故に紀律の勵行抔は殆んと之を爲す能はざるのみならず只た己れか上官の監督を憚かる迄に其職を盡すか如き實況なきにあらざるか如し亦た今日の女監取締諸君に對し男看守と全一の智識敎育を望むは到底行はるべからさるの說にして封建の遺風女子は常に深窓の裡に生長し家政を修ひるの外、社會の理想に富めるもの尠なく況んや監獄の如き從來社會の裏面に置かれたるものに於てをや、然るに今日幸に女子の敎育發達し有爲の女性を出すありと雖も能く女監取締の如き職に甘んずるものあきのみならず今日現に女監取締たるべき人々は年齡高く封建の遺風を享けたるもの多けれは其職務の擧ざる決して偶然にあらざるなり、故に予輩は本題に付ては任用方に就き年齡の制限を設くることは決して不可なきのみならず甚た必要を感するものなりと雖も其年齡は現今當局者の間に云ふか如く四十歲以上なるとせず去れは迚來た嫁せざるか如き妙齡者も又甚た妙ならざる點あり予輩の贊成する所にあらすと雖も既婚婦にして年齡二十五年以上の者より任用せらるゝの策に出てらんことを而して極齡は四十五年若くは五十年とせられんことを之を要するに當時行はるゝ四十歲以上と云ふ議論は予輩甚た贊成せざる所なりとす

五、看守の敎習は如何なる科目を標準とすへきや明治廿三年十月內務省訓令第一七〇號を以て看守敎育規則標準なるものを發布せられ第三條に於て敎習課目を概擧せられたれは何れの監獄に在つても該標準に準據せられつゝあるは素より論を俟たざる所なるに本題の如き諮問案は予輩其意のある所を知らざらんとす、予輩を以て見れは看守敎習科目は該標準第三條を以て網羅せられたりと信するにも拘はらず本問を發せられたるは要するに之れか改正の資に供せられんとの意に出たりと雖も現行の如き僅々壹月の敎習期間內に在つては如何に高尙の課目をのみ列記すと雖も只管外面上に過ぎすして予輩を以て之を見れは看守の敎習は寧ろ學理は之を要せす却て實務上の敎習こそ最も肝要なりとす看守職務上に要する學理の如きは最初採用の際に於て既に經由したり別段其れ以上の學理は之を要せす夫れよりは寧ろ却て朱た履踐せざる實務上の敎習に重きを置てこそ實益多からん其科目の如きは該標準既に之を網羅せり敢て改正の必要もなかるべし只最も實習こそ熱心なれ必要なれ

●瘋癲者の刑事上に於ける責任（承前）

二三年以前に在りて或匿名の記者は有名なる雜誌に於て多少の勢力を以て此問題に關し論議せしことありたり而して上院の提出せる疑問に對する判事諸氏

監獄雜誌　第7巻 第6号

矯正図書館

の格段なる決定に就ては左の如く廣言したりき其言に曰く余輩は精神の健全なるや否や訝かしき人々の法律上有罪無罪を決定せんが爲めに法律家が才智を振て創設したる所の凡庸なる標準に對して反對を表するものなり彼（即ち發狂者）は彼が爲しつゝありし事が惡事なりし由を了知せしや若くは又彼は其所爲の法律に違背せしものたる旨を了知せしや此疑問にして首肯されたりと假定し次に來る所のものは法律上之と類似せる他の標準が適用せられさるへからす彼は其所爲を行ふ事を忍び得しや通例法律上の論を以て之を言へは斯かる擧動を爲し之が爲に其犯行に對し法律に依て科せらるへき嚴重なる懲罰は直に且必す彼の上に墮落し來る可き事を知りたりしとするも彼は彼が行ひしか如く行ひたりしや否や是れ非常に重用にして且つ効力ある問題なりとす

乍併彼の「リブトン」氏は「クリス、チナ、エドモンヅ」の訴訟を註解するに當り左の如く論せり、人は發狂するものなり而かも彼は何事を爲しつゝあるを了知するものなり人は發狂する事あり而かも彼は彼か特殊の行爲を爲すに當り惡事を行ひつゝある旨を了知するものなり熟察するに此場合にありて辨別心は彼女（クリスチヤナ）の有する所なり乍併其を破壞したるは彼女なり彼女の教唆を以て彼（エドモンド）の德義心の全体を玩弄せしなり支配せしなり案亂せしなり煽動せしなり蓋し彼は餘り感激に圍繞せられたり而して此感激たる不規則なる不正なる誘感す可きものにして而かも此感激を制す可き實力を彼「エドモンド」は有せさりしなり……洵に法律の至高權は瘋癲の場合に關して進歩し過さたるものと云ふ可きなり裏するに法律は科學を征服するに至りしなり而して斯る問題に關せる醫家の意見と僅々たる明判事の意見とは徒に等閑に看過せられたるものとす

前述せるが如く有力なる判事其人にして彼自身の職務上に關する擧動を非難するに際し斯く大膽に叱責する所あるを觀れは余輩は將に新時代の開かんとする間を希望し得可きものと信するなり前段引用せし所の匿名記者は寔に彼の「ロルトブラムウエル」の如き一派の判事に關し論評を試むるものなり而して是等一派の判事諸氏は其他の殺人犯者に敢て一歩を讓らさる可き邪惡なる殺人犯者を赦免するに就き大に反對したるものなりとす何故に彼（匿名記者）は犯罪者

なる文字を用ひさりしや何んとなれは罪及惡業なる語は本來神學上の問題に關するものなれはなり然り而して法律家なるものは神學上の問題に關係を有するものにあらさるは醫師が神學に關係なきが如し而うも彼等殺人犯者が單に多少制止すへからさる程腦病に依り壓迫せられたるの故而已を理由として斯る罪人を赦免する事に關し反對を表したり抑も發狂は腦に關する疾病なり而して斯る疾病の存在にして證明せられ且承認せられたりとして次に又證明せらるる可き所のものは斯る疾病は或る格段なる場合にありて一個人の自制を左右し爲さゝるか而して之が結果として一個人の責任を動かすへきや動かさゝるへきやと云ふ事則是ありとす

然るに大西洋に於ける他の側面（亞米利加合衆國を云ふ）に在りて最も著名なる法律家の一人の語は好んて之等の說に反對するものあり此人たる而かも曖昧ならさる言詞を以て自己の反對者なる由を發表せしものなり判事「ドーエ」氏謂へらく心性上に於ける疾病に關し大無學なる法律家は懲治の監督を爲すことを大に非難したりき蓋し此類の人々は此問題に關し世間に知られたる都ての事柄を了知せしものなり然り而して社會は此等の人々に對し法律の定則を顚覆せんと試むる所の空想的熱心家及感情的哲學者として無量の負債を負擔する者とす於此乎實に法律家なるものは醫術の領地以内に侵入し而して科學的智識の進歩に依て建設せられたる事實に代ふるに彼の既に擯斥せられたる醫學上の舊說を採用せんと試みたりし云々と

乍併博學なる判事の此議論たる疑もなく眞實なりとするも其說たる當時に於ける法律上の非常に混亂せる情態を充分に描寫せるものに非さるなり何となれば若し裁判例にして近世に於ける科學の教示する所を絶對的に放逐せしとするも此等裁判例は（其判決ノ因テ生スル理由ノ點ニ於テハ反對スルアランカナレトモ）敢くとも形式上に在りては相互に一致すへき効力を有するものなれはなり乍併法廷に於ける實際上の慣行は曩の慣行と大に背馳するものなりし而て陪審官たるものは專門家（醫師ヲ云フ）に依りては此新奇なる醫術上の理論を教へらるを要し又判事よりは古昔の醫術上の見解を教へらるゝ所なくんはあるへからす則ち「ドーエ」氏が遥一論せられたる說を左に採錄するあらんとす

矯正図書館

辨別心即智識の有無は有罪無罪を決すへき標準に非さる旨を眞實に陪審官に敎示するは證人たるの宣誓を行ふへき專門學の實行すへき事なり智識の有無は以て標準なりとの旨を陪審官に敎示するは證人たるの宣誓を行ふへきものにあらさる判事の執行すへき事なり然り而して陪審官の地位たる判事にして仁愛の感激に依り被告を赦免する樣眞に陪審官に忠告（判事ハ往々斯ル忠告ヲナスコトアリ）せらるゝか如き事あるに於ては大に感動せられ易きものなり即ち時として裁判官は自己の確定せる標準を打破し專門家の證言に依り被告は一層輕少なる刑罰を負ふへきものとする事あるに至る此事たる一度充分に實行せらるゝに至らは永く動かさる可きものに非す若し夫れ癲癇の標準にして法律上の事柄なりとせば彼等（標準ヲ指示ス）は何物なるやを立證するを專門家に委するの慣例は斷絶せられさるへからす若し彼等にして事實上の事柄なりとせば判事は證人として宣誓するに非さるよりは最早決して立證し得へきものにあらす然らされは專門家として立證すへきものにして彼自身の身分を變更するにあらされは決して立證し得可きものに非す

曖昧なる論據を拋棄し（此論據タル余輩ヲ以テ觀レバ近世ノ生理學病理學及心理學ノ進歩ヲ認メテ以テ到底支持スヘカラサルモノトセラレタル可笑的ノ地位ナリト斷言スルヲ憚ラサルナリ）而して人心の能力の有樣は獨り醫術專門家に依りてのみ解說せらるへき問題なる旨を公明に許容するに一層正當にして一層嚴密には非さるや（而シテ斯ル事ノ結果タル一層尠シク嚴ナルガ如キコトアランヤ）蓋し此類の問題の獨り醫術專門家のみに依り說明せらる可きものたるは猶は彼の相互に密接の關係を有せる人類の腦髓と其腰髓に關する血液の循還若くは滋養に關する問題が獨り醫家のみに依り判定せらる可きものたるか如し然り而して絶對的に一樣なりと云ひ難かるへきも亦甚たしき差異なきに庶幾からんか

醫學上の判斷に斯る事を讓るは甚た危險なりと論するものあれともその危險たる眞實のものに非さる旨を此處に證明するは敢て困難の業に非す何んとなれは今一人にして發狂したりとの憑據あるに依り爲めに赦免せらるゝと雖も彼の無責任は以て發狂者をして自由自在に橫行せしむるの權利を彼に付與するものに非されはなり實に癲狂者なるものは精神の健全なる犯罪者よりは一層危險なるものとす何となれは後者は多分再び罪を犯すことなかるへきも前者は大概再び犯罪を爲すへければなり

發狂者たる決定ありたるときは必ずや其人を禁錮せさるへからす而して其禁錮の期間は生涯に非すとするも尠なくとも彼が完全にして且つ多分永遠に快復したるが如き滿足なる憑據を顯はし得るに至る迄は禁錮せさるへからす懲治場中に幽閉す可き期限は精神健全なる人が同一の犯罪を行ひたるが爲めに刑罰として禁錮に處せられ可き所の期より決して短かゝらざるを要するものとす然り而して若し發狂者にして殺人犯を爲したるものなりとせば生涯懲治場に留置せさる可からす斯る條件を實行せば余輩は發狂者なりとの虛僞の辨解に關し敢て恐怖の念を懷くを要せらるへきなり　（未完）

●監獄作業の競爭請負法

S U 生

に就て

內務省訓令獄務概則第四十八條に依れは、監獄の作業を人民に受負はしめんとするときは新聞紙等に廣告して競爭入札に付すへしとあり、是れ甚た公明至正を採るの主旨に出てたるか如しと雖も實際に就て之を觀察すれは斯は只前面を裝ふに過きすして實地に行はれ難きもの多きか如し何となれは此競爭入札なるもの名は甚た美なるか如しと雖も其實益の如何に至つては予輩は其作業の發達を妨害するもの多きを感知せしことあり試みに予輩の意見を逃べん

予輩之を說明するに便利なる爲め一例を藉て之を辨明せんに玆に或る監獄に於て甲なる者と契約し或種の作業を起せしに當初は大に請負人を苦しめ作業用材料をして無益に消費せしも請負起業者能く忍耐薰陶の効を積み數月若くは一ケ年有餘にして漸く習練の結果該品を製出するに至りしとせんに起業者大に力を得て熱心以て該製造作業の規模を宏大にし監獄署又是に由て以て尠からざる工錢收入を見るに至り該業に使役する囚人は是に由て以て他日正業に就くの端緒を得たりと仮定せんに永た數年ならざるに契約期限既に終了に至り更に之を繼續せんとせんか監獄署は獄務概則の明文に依り之を新聞に廣告し競爭札に付せざるへからす然り競爭札は其名甚た美なるが如しと雖も前例の場合に當つて先きの受負人にして此事業を繼續せんとせんか他より生する如何な

矯正図書館

る受負希望者にも打勝つの覺悟なかるべからざるは勿論にして云は〻如何なる强敵に逢ふも之を壓倒する丈けの餘力なかるべからす然り此競爭者にして着實老練なる實業者なりせんか競爭の結果、備工錢は昂騰し監獄の利益此上なかるべしと雖も此飛入競爭者たる者果して能く前者に凌駕する丈けの着實家を得るや否に付ては予輩は最も注意を怠るべからざる點なりとす此際若し當局者か一時の收利に眩惑し冒險投標者流をして作業を受負はしむるとせんか未た旬月ならざるに新受負人の失敗瓦解に遭遇し折角前日迄盛大なりし作業も一朝該標者の爲め蹂躙せられ所謂蛇蜂取らすの苦境に陷ゐり匆徨多數の役囚を他業に轉せしめざるべからざるの失体を顯はし年來高評を博せし特有の作業も一朝跡を監獄に絕つの止むを得ざるに至るは往々予輩の實見する所にして是等は畢竟作業當局者か請負を撰むの不明に歸する結果なりと云ふと雖も亦此僞裝實業家の眞相は容易に之を看破するを得ざるか如し此場合に當つて他に起業者を需めんとするも眞正の實業者たるものは或は他の冒險者流の犧牲とならんことを恐れ爾後競爭入札と云へは自から忌避逡巡して手を引くか如き實況を呈するに至る又一面前例の請負者の點より之を看來れは實は氣の毒なる事實あり何となれは曾て數月若くは歲餘の日月を積み漸く習熟せしめたる業務も一朝契約の滿期に際せは從來の器具も材料に關する損耗も之を慮るの遑あらす廣告法を以て他の總ての競爭者と拮抗するの觀念なかるべからす、去れは或業種の盛大にして聲價善き丈け夫れ丈世上は其名高きより一時の投機流者の攪擾する所となり終に監署は一も採らすこも不採と云ふか如く折角の廣告法は空しく其作業を中廢せしむるの止むなきに至る、去れは迚予輩は素より世襲請負法を好むものにあらすと雖も其間の操縱宜しきを期し其署の爲め失敗を招かさらんことこそ肝要なれ當局者幸に省慮一番せられて可なり

其二

請負作業なるものは文字上より之を看來れは官署の業を人民か請負ひ從事するか如しと雖も是は大に實際と異なり其性質に至つては囚人を貸渡し請負者の計算を以て或る作業に從事せしむるに過ぎされは監署は只所定の工錢を收得せは事足れり敢て緩急を要せすと云ふと雖も法規の範圍内に於て他に支障ならさる限りは可成請負者を保護するの心掛けなるを要す、然らされは即ち作業の發達何に因て之れを望むを得んや只單に請負者を保護すとへは語弊あるか如しと雖も一も紀律二も紀律と監署か意の如くに〻請負業者の損益を顧みさるか如きあらば作業の目的にも背戻し少くとも世の批評は之を免かるを得さるなり、然れは請負業に囚人を使役する監獄に在つては須らく當局者の燭眼を以て彼是利弊のある所を省察し操縱宜きを得るを要す又其工錢の如きも普通備工錢を準とし土地の狀況、業種に依り斟酌宜しきを期し只管廉に失し又或は收利を貪るか如き偏頗の處置なきを期せさるべからす、予輩監獄の爲め又役囚の爲め利得の多からんことを希望するものなりと雖も一時を衒ふか如き投機者流の容喙は可成之を避けさるべからすと思考せり、當局者以て如何となす

●入浴度數及食事時間

衛生百般の事は目下上下の注意を怠らさる所にして個人の衛生は各人各個の自任する所なりと雖も、若し個人の衛生にして玷瑕ある點及び公衆一般に關する衛生事項は須らく政府の指導監督を要するは勿論、殊に軍隊、集會、會社及び最後に監獄の如き集合團体に屬する個人及公衆衛生は最も之を監督し及び之を支配する當局者の專心注意を怠るべからさる點なりとす、就中監獄内の如きは嚴正なる紀律の府たるべけれは在監人の一擧一動、一眄一顧尙且つ自縱を許すべからさるは勿論、監督戒護の下に運動せしめさるべからさる性質の者なきは監獄の理事者たるもの須らく千百の在監人か貴重なる生命及び健康を保全する丈けの設備、覺悟なかるべからさるは予輩の辯を俟たさる所にして當局者夙に茲に注意する所あり昨今殆んと遺漏なきか如しと雖も予輩は當今尙一の遺憾を感するものあり敢て當局者の注意を喚起せんとす非は他にあらす監獄則施行細則か入浴の度數を限定したる規定及び食餌時間の短少に失する事是れ也、施行細則第七十條は入浴の定度を定めて夏季は五日毎に一次、冬季は十日毎に一次として其意蓋し最長期間を定められたるに過ぎさるは予輩か見解の然らしむる所なりと雖も今日實際に就て之を見るに多くの監獄に在ては只此法文を死守し五日十日内に將た内に一次と限定せられたるは種々の事情の其間に存するありと雖も施行細則が五日、十日との規程は予輩其長きに失し衛生に關係する所なきや疑

矯正図書館

ふものなり、殊に彼の夏期劇甚なる作業に從事するものにして五日內に只一次の入浴を許すが如きは予輩之を自己に鑑み及び貧民の勞役者に比し健康を保全するに不充分たるやの感想を抱けり況んや作業因に在つては規定前に一瞬間の休憩も尙之を許さゞるものに於てをや、予輩は人体學上の生理の何ものたるやを知るものにあらずと雖も身体殊に皮膚の常に清潔ならざるは表皮の氣孔を塞き外襲的の疾病を惹起するの原因たるべきを知悉せるより之を推究するも勞動劇甚の結果發汗淋漓之を拂拭することも爲さず終に冷汗皮膚に滲透するに終るが如きは最も外襲的疾病の媒介となり寒冒に罹るに至るの虞れあり去れは今少しく夏季入浴の度數を增し三日毎に一次位に改められんことを希望す

又食事時間に付ては別に之れか規定なきか如しと雖も大概の監獄に在つては食事時間は概ね五分時間とせるもの多きか如し是れ又短きに失するなきか最も食餌には調理の方法及び種類の如何に由て殆んと咀嚼を要せざるか如きものありと雖も予輩の聞く所に由れは五分間の短きは咀嚼飲下に充分なりと云ふ能はざるのみならず況んや在監人食量の如き米麥合炊に惣菜に在つても調理完からざるものあるに於てをや予輩得て學理上の事は之を知らずと雖も咀嚼は消食器中最大緊要事にして齒は即ち消化機能中の一大關門たるにあらずや然れは少くとも十分間位の咀嚼の時間を與ふへきこと必要ならんか、監獄內に消化器病の多きは將に爭ふへからざるの事實にして他に其原因あるべしと雖も食事時間の短きこと又以て該病發生の因たるなきか此所疑ひなき能はす當局者幸に省察せられて可なり

●看守宿料に就て

明治二十八年十一月勅令第百五十九號を以て看守巡査には俸給の外土地の狀況に依り一ヶ月壹圓以上三圓以下の範圍內に於て宿料を給することを得ること〳〵なれり而して此土地の狀況とは即ち監獄所在地の繁華熱鬧なるあり或は僻遠に孤在せるあり爲めに物價高貴にして單に俸給のみにては看守巡査に相當する品格を充分保確する能はざる等の虞れあるより特に宿料の設けありたるものにして云はゝ看守巡査は給料の厚からざる上に晝夜の區別なく非番休日たるを問はず一朝急あれは挺身職務に盡さゝるべからざる性質のものなれは總て之を監獄署又は在勤署附近の官舍に居住せしむるの必要あり然るに該官舍なき爲め或は或る事情の爲め隔絕の地に居住するの止むを得ざる等あり故を以て相當の宿料を給し彼等が家政を資け旁監獄附近に住居せしむるの方針に出でたることは予輩が本勅令を解釋するの精神に出でたるものにして甚だしき誤解なきを信ず、然るに予輩が本令に惜む所は本勅令の明文に依れば命令的の文字にあらずして聽從任意的文詞を須ゐられたれば勢ひ同一地方一府縣の內に在りながら巡査にのみ本宿料給與の議を決し看守に對しては殆んと纔子扱ひたるか如き地方あるは現に予輩の耳にする所なり、果して斯る偏頗の事ありとせんか予輩は大に監獄の爲め惜み且看守其人の爲め不幸を鳴せずんばあらず獨り宿料にのみ限らずして巡査看守の間に如斯偏重偏輕の取扱ひあるは予輩其意を解する能はざるなり地方當局者は勿論議政者又少しく監獄思想を喚發し充分研究を遂けられんことを敢て宿料に付て一言す

●懲治人の動作時間に就て

監獄則に據れは懲治人には每日五時間以內農業若くは工藝を敎へ力作せしめ四時間以內讀書習字算術を敎へさるへからす而して在監人動作時間表中服役時間の九時以內なるときは別に疑の起るとなし何となれは懲治人の力作時間表は通して九時以內なれは之を八時若くは七時に減するも支へなけれはなり

然れとも一般服役時間の九時以上なるときは多少疑なき能はす此場合に於て或は力作時間を增し或は讀書等の時間を增すへしと云ふ者ありと雖も監獄則に於て明かに五時間以內(中署)力作せしめ四時間以內讀書云々と規定せしを以て到底此說は違法たるを免かれす然らは如何して可なる乎と云ふに無論五時間以上力作せしめ四時間以上習學せしむるを得さるを以て監獄則の時間を限り引上けさるへからず

偖監獄則の時間限りにて引上くるものとせは其引上けたる後の時間は如何する乎是れ又一の問題なりと雖も監獄則に於ては何等の規定なきを以て懲治監に置くか當然なれとも檢束上明文なきに於ては幾分の時間運動を許すも妨けなしと思料す

之に反して十六歲未滿の囚人は懲治人と同しく每日四時間以內讀書習字算術を敎ふへしと雖も定役ありて而も懲治人の如く作業時間を制限せさるを以て習學時間を除くの外は一般の服役時間に從はさるへからす識者以て如何とをす

矯正図書館

雜　報

正誤　前号雑報欄内階級制実施調査委員の項、西村岡山縣典獄も該委員の一名なりしと本誌編付の際脱漏せしことを發見せり予輩謹て茲に其粗漏の罪を謝す

●内務大臣の關西巡視

板垣内務大臣は本月十六日東京出發横濱解纜の西京丸に搭乘し關西三四の府縣を巡視せられたり隨行は栗原秘書官にして小野田警保局長、古市土木局長、古澤奈良縣知事も又大臣と同行せられたり大臣か此行に於ける重もなる用向は京都、大阪、兵庫、奈良の二府一縣の監獄警察巡視及び大阪築港並河川改修工事等の視察にして大臣か此行該地に視察巡視せらるべき事項多々ありたるも之に角果して監獄の巡視は其主もなる用務なりしとせは予輩か伯か斯道に研精せらるゝ所あるを慶せざるを得ざるなり大臣か今回の西下は少くとも社會をして監獄思想を喚起せしむるに足り大臣身自からに於ても大阪府の如き大監獄の利弊に就き内部の眞相を看破せられしこと決して尠きにあらざるべし、付今回巡視せられんとせし奈良縣監獄は目下新築工事設計の際にも之れあり旁々當局者より大臣の巡視を申請せられたること又今回西下の一理由たるか如し事實果して如何にや

●小野田警保局長の西下

警保局長小野田元熙氏は去る十六日大臣の一行と倶に西下せられたり而して其隨行員は新居内務屬（警務課員）にして監獄よりは別段何人も隨行せられざりしと、大臣の此行及局長の全行は監獄警察上の視察巡視にありしにも拘はらず監獄課よりは隨行を伴はれざりしは別段に意味あるにあらす目下監獄事務の繁忙なる其上に人少の折柄、前顯新居屬か警務監獄を代表し隨行せしめられたるものなりしと

●内務大臣と監獄事業

板垣内務大臣か監獄改良策に精研せらるゝ所あるは今更予輩の言を待ざる所にして就任以來震く實務當局者の意見を諮ひ亦或時は民間の斯學に經驗あるものを自邸に招き斯道の事を諮詢し又過日の如き各宗の主領たるへき者を召し罪囚保護の法に就き意見を徴せらるゝ等一再に止まらす内は專ら僚屬を督して監獄法令の改正案等を調査せしむる等今日は將に監獄の天地して予輩は只管其効績の大なるものあるを翹望の至りに耐へざるなり當局者たるもの奮起一番せられんことを窃かに希望するものなり

●監獄則及仝施行細則の改正と云ふに就て

監獄則改正の議あること既に數年先きに在伯林小河滋次郎氏か内務省監獄課長として在任の當時、時の内務大臣の命に依り改正監獄則を起草せられたることありし以來只管斯道界の風說のみにして果して調査の如何なる點に迄進行しつゝありしやを伺ひ知るを得ざりしに板垣伯就任以來大に監獄改良に熱心せらるゝのあまり過般來下僚に命し改正草稿を起稿せしめらるゝとのことは曾て予輩の聞知する處なるか、元來監獄則は刑法の改正と相伴はざるべからざる性質のものなれは改正刑法の發布迄之れか改正を延期せんとの議出て一時見合せらるゝ模樣なりしに大臣か西下の以前再び改正論の再起するあり其要は改正刑法發布の日迄監獄則の改正をも躊躇せんかされは強て不完全の現行監獄則を其儘因襲するの嫌ひあるのみならす不完全と知りつゝ之を默過せんことは行刑上一日も等閑に附すべからざる事なれは此暫時の間たりとも須らく假令一部の改正たりとも之を斷行せんとの議に決し其草按も略ゝ脱稿し大臣の手許迄差出されたりと迄改正手續の進行せるものあるやに探聞したり今回改正せらるゝ箇條とは果して如何の點に存するや是れ予輩の伺ひ知る所にあらざるなり姑らく聞かまゝを云々するのみ

●偖其改正の箇條とは果して如何

監獄則及施行細則の改正は姑息なからも其一部を改正せらるゝことゝなれる由なるも果して其如何なる箇條に就て改正を加へらるゝや予輩操觚者流の伺ひ知る所にあらすと雖も以下の數項は蓋し其主もなる箇條なるへきか、一、工錢給與の規程改正の件、二、階級制實施の件、三、在監人行狀勘査内規改正の件、四、懲治人賞與及懲罰規程の件、五、別房留置人に關する處置及處遇の件、六、癩癲病者處分の件、七、刑事被告人處罰規定の件等は或は今回改正の要件なるべきか予輩想像の儘を茲に記載することゝせり

●放免囚保護事業に就て

出獄人保護事業に就ては從來學者實務家の間に盛に唱道せられ數年前内務大臣より各府縣知事に向て内訓を發せられ出獄人保護會社等の設定を勸誘せしめ

矯正図書館

らるゝ所あり、一時各地に該會社の物與するありと雖も十中の八九迄眞正のものにあらずして一時の流行に類し所謂世の詐欺冒險者流の好餌となり了りしもの其多きに居るか如し就中靜岡縣及び他二三地方の保護會社は其組織方法の宜しきを得たると典獄始め當局者の盡力尠からざりし効に依り今日益々社運隆盛に赴くあるは慶事限りなしと雖も是等は實に稀有なるものにして各地さた出獄人保護の方法完全ならざるより當局大臣夙に茲に憂慮せらるゝ所あり先頃來其僚屬に命し調査せしめらるゝ所あり其他民間斯業に熱心經驗ある者の說をも大臣自から聽取せらるゝ所なりと每度なから予輩大臣の熱心に敬服し且つ此事業の物與を希ふものなり

●監獄建築標準に就て

監獄建築標準なるものを內務大臣より發布せられ將來監獄の改築新營は勿論建築等にも此準則に據らしめらるゝやの風說は餘程久しき以前より予輩の聞知せし所なるに今日に至る迄未た其發布も見す立消の姿になり終れるは要するに監獄建築法の如き歐洲文明國の間にすら未た確定したる議論なき今日、我國の如き風俗習慣を異にするあるに於ては尙更考究を要すべきことなるのみならす以後尙如何なる精妙なる理論を發見せらるゝやも圖られざる今の時に當て結句不充分なる標準を示さんよりも姑らく之を猶豫し其換りには各地方に於て新築改造の議あり次た議會に附議せざる以前設計圖面を添へ當局大臣へ內申すべきことゝなりしは本年一月の事にして目下の所にては是れにて別段差支なかるべしとの議にて偖は沙汰止みになり居りしか此頃板垣大臣か各監獄を巡視せられ如何にも甚たしき獄舍を看顧せられし者と見へ今回又々死灰再燃し下僚に命し調査せしめらるゝ所ありと然れとも今回は建築標準則と云ふか如き曉々しきものにあらすして改築新營は現在の如く豫め內申せしむるに止むとするも彼の會堂寄席の如き監房を有する地方は此際是非とも監獄則に明定する所の罪質、犯數、年齡に依て別異し得る丈けの監房を具備せしめらるゝる方針を以て各府縣知事に向て嚴重なる訓令を發せらるゝやの議昨今內務當局者の間に傳承せらるゝなりと云ふ果して然りとせは予輩其擧を贊せざるを得ざるなり

●田井監獄課僚の博任

小林山形縣典獄の宮城集治監より榮轉せられたる以來久しく欠員にてありし仝集治監第三課長の椅子は今回內務省警保局監獄課僚たりし田井氏に依て占められたり仝氏か此轉任は他日他に典獄たらんとするの道程にして氏たるもの幸に舊起一番其職に就掌せられんことを予輩同氏の爲め之を慶し且其行を壯途するに吝ならざるなり

●宮城集治監雄勝出役所の變災

本月十六日午後六七時の交宮城、岩手、青森の三縣東海岸に沿ひ突然非常の海嘯起り沿岸一帶の地方甚だしき被害あり家屋の流失人畜の死傷無數にして大に慘憺を極め實に近年の大災害にてありしことは各新聞の報する所にして茲に記するの要なしと雖就中宮城集治監雄勝出役所（宮城縣桃生郡にあり）は今回此災害に罹り合宿所病監工作場倉庫等各流失し其他破壞の个所多く看守八名囚徒七名は生死不明なりと乍併此喘嗟の間に怒濤逆立して海嘯咆哮し來るの瞬間に處し仝所長中村看守長看守以下の吏員を督して臨機の急指揮最も宜しきを得、終身徒流刑の重罪囚人百九十餘名を後方高地に集合避難せしめたる措置は予輩其當を得たるを頌揚せざるを得ざるなり、行衛不明なる死者は不幸此上なしと雖も苟も拘禁の囚徒をして迅速之を避難せしめたるは中村所長の果斷勇決茲に至らしめたるものにして須らく將來に於ても非常の變災に處するの覺悟あるべきこと監獄當局者の平素注意を要する點なりとす

●神奈川縣監獄署の法律講話會

神奈川縣監獄署は從來署員の間に獄事講習會又は同情會等の設けありて公務の餘暇を以て法律監獄に關することを研究し及び署員相互の不幸を慰吊する等の美擧あることは予輩の傳聞する所なるが今回該講究會をして一層講究の實を擧けしめんとて典獄自から之れが率先者となり此頃之れが講師を聘するに決定し監獄協會の佐野尙氏を介し岡田法學士に請ひしに仝氏は快々之を承諾せれたるを以て去る十八日午後六時より其第一回を同監獄署に於て開演せられたりと、而して當日の講義は刑法に關する總則上の理論にして諄々數千言殆んと二時間餘の久しき時間例を引き事實を交へ聽者をして曉る所あらしめられたり而して仝講義會は今後每月一回づゝ開催せらるゝ筈、ある由繁忙極りなき公務の傍ら此美擧ある予輩贊辭を遙ふるの外あらざるなり、因に記す岡田講師講演の後佐野尙氏幻燈を以て監獄沿革圖を署員の覽

矯正図書館

に供したりと云ふ

●岐阜縣典獄の交迭

岐阜縣典監中川靜氏の先の日典獄召集の際も病氣の爲め書記をして代理せしめられたるが本月十八日非職となり其後任は岐阜縣警部新納謙助氏に依て襲はれたり新納氏幸に研精せられんことを希望す

●小河滋次郎君より四月十六日附學會への短信

拜啓時下益々御清康奉敬賀候（中略）當分伯林を去り此夏學期は「ボン」市に於て修學候事に決定仕候右は修學期を短縮するを恐れ且つ伯林にては同胞人多く何分社會の實況を知るの便乏しく且つ又「ボン」市の近郊に目下工事中の監獄有之候間監獄建築の樣子をも研究仕度「クロ子ー翁」へ注告の次第も有之愈々之れに決定して兩三日中出發の見込、尤も道中は「クロ子ー」翁と共に各地方の監獄を視察可致筈に御坐候何れ「ボン」に着の上は宿所御報知可仕候得共御書面類は矢張今日迄の宿所宛にて御發送願上候「ボン」には「ゲイフエルト」と申す有名の刑法學者有之候此博士に就て修學の見込に御坐候

「ボン」へは昨秋一寸見物に參り候處御承知之通り來

因何に發したる獨逸第一の絶景地に有之夏の生活上は最も妙と被存候本年九月には又々當伯林に於て監獄官練習所の開設可相成筈にて此會には有名なる刑法學者「リスト」及び前顯ゲイフエルト等諸氏も講演可相成筈に候、三日前「クロー子」翁より清浦次官へ書面を發せられ候內にも此事記載御坐候

典獄服制相定まり候半かの事、此義に就ては小生の一度は大に主張を試み候得共今日にては寧ろ反對の側に御坐候實行の上は效方も無之候得共若し未だしなれば願くは御見合せの方を希望仕候併し是れは今更ら小生共の口より言はれたる義理に非ず可然御含み願上候

右は不取敢要件申上度後便萬縷可申述候匆々敬具

四月十六日　伯林ニテ　小河滋次郎

●三陸地方海嘯餘聞

宮城岩手青森地方海嘯被害實地視察として久米內務參事官特派せられ引續き三崎縣事局長太田書記官の出張あり尙內務大臣、警保局長の一行にも關西地方巡視を了せずして歸京即日同被害地へ急派せられたり因に

より浦監獄課長に達せし溺死及生死不明の看守囚徒の氏名並小泉典獄の報告は左の如し

○溺死及生死不明の看守、囚徒の氏名

看守の部

溺死者

石川縣平民

死體發見

看守　山崎英太郎

生死不明者

宮城縣士族

看守　菅野久太左衛門

仝　男澤儀平

仝

仝　今野久五郎

石川縣士族

看守　秋山好義

仝

仝　小塚斧男

宮城縣士族

仝　片山則次

仝　中津山忠之進

計七人

負傷者

宮城縣士族

看守　飯塚長太夫

仝

仝　高橋盛

熊本縣士族

仝　中島正元

宮城縣平民

仝　鈴木孝太夫

仝

仝　草刈親義

石川縣士族

仝　中村鐵五郎

宮城縣士族

仝　村上諸顧

茨城縣平民

仝　秋塲吉三郎

宮城縣平民

仝　氏家孝太郎

矯正図書館

囚徒の部　計九人

溺死者

福井縣出生無籍

懲役終身　堀田平藏

岩手縣平民

仝　高橋榮太郎

計二人

生死不明者

新潟縣平民

徵役終身　犬井耕作

鳥取縣平民

仝　田中常藏

新潟縣平民

仝　池內權平

以上の三名は六月十七日飯野川警察署に於て就捕

福井縣平民

懲役終身　加川源次郎

岐阜縣平民

有期徒刑十四年　內藤代吉

計五人

○宮城集治監小泉典獄の報告

宮城集治監雄勝濱出役所大海嘯のため流失に附き本官直に現場に出張實地見聞の上取調べし處同所へ出役せしめ置きたる囚徒百九十五人、看守三十四人にして出役所は灣を前に控へ殊に合宿所位置は最も其附近なりしため激浪の衝に當り轟然たる鳴動を發するや休憩せる看守十六人孰れも戸外に出て上官の指揮命令に從事する際激浪怒濤の間に捲去られ內八人は僅に一生を得たるも餘の八人は生死不明內一人の死體は翌朝に至り出役所より一町程高所の叢の中より發見せり監房に於ては宿直看守鳴動を聞くと同時に激浪襲侵板塀を押倒し立ところに監房の中に六尺以上汎溢したるを以て囚人は各格子に攀登り救助を求しが看守は必死を極め辛くして監房の扉を敷石にて打破り水勢稍々緩慢に赴くの機を見悉く囚徒を開放せり開放したる囚徒は看守長住居の近傍に集りしを以て同所山腹に在る最高所なる天雄寺に避難せしむ但し開放せし內五人は生死不明にして二人は死體發見せり外構は悉く流失、監房は大に破潰し到底出役し置き難き狀況なるを以て跡片附のため二十八人を暫時留置き餘は皆本監へ引揚くるとせり

矯正図書館

◎同情會出版廣告

●行刑新論全部出版豫告

本書の三分の二は既に譯出して獄事叢書紙面にあり然るに目下の一問題となりて當局者の參照となるべき出獄人保護問題のことに及ばず之を看んとを急促さるゝことにより終に全篇の飜譯を了し。以て之を豫約法により全部印刷を計畫せり尤も本書の需用未だ多からざるを思ふにより必要たけ印刷する筈なれば御入用の向は至急に御申込ありたし　定價金一圓　豫約の印刷製本實費は金六十錢なり

爲替は靑山郵便支局へ御振込を請ふ

●天福堂主人編　立志美談

定價三十錢
郵稅六錢

本書は近古の志士立身家の美はしき談話をかな文を以て編輯せしものなれば家庭の教訓書にあてゝよろしく、極て文章平易。細密なる插畫あり。又囚人看讀の書籍として可なり、既に再版のものなり以て知るべし本書の需要多きを

東京府南多摩郡澁谷宮益町三十八番地

同情會

●會告

前號以來緊急記事輻輳ノ爲メ寄書ノ全部及其他有益ノ材料ニシテ掲載シ能ハサルモノ多々有之候得共次號ニハ精々繰合セ記事ノ配置其宜シキヲ得ンコヲ期スヘキヲ以尙續々御投稿アランコヲ乞フ

六月

寄書家各位

監獄雜誌編輯部

會告

●本會雑誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アランコトヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

●監獄雑誌　壹部定價　前金六錢（全國無選送料）
●全署内五名以上購讀ノ向ハ　前金五錢五厘（全上）
●一府縣内數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク
●又一署内十名以上ノ雑誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラルヽ諸君ニハ雑誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
●廣告料　一行一回分　金十錢

○雑則

●監獄雑誌ヲ注文セラルヽ向ハ住所姓名（官衙ニ奉職セラルヽ者ハ其衙名官職名）ヲ詳記シ雑誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
●雑誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ
右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雑誌ヲ送付スルトキハ其帶紙ヘ（督）印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ（濟）印ヲ押捺スルヲ例トス
●雑誌代金ヲ送付セラルヽトキハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
通運便ニ付セラルヽトキハ其特込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラルヽトキハ五厘切手一增割タルヘシ
●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラルヽ向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

明治二十九年六月三十日發行
（明治二十七年二月廿六日遞信省認可）

發行人兼編輯人　磯村兌貞
印刷人　海沼富太郎
發行所　愛知縣名古屋市西洲崎町四番戸　警察監獄學會
支會　東京市四ツ谷區荒木町二十七番地　警察監獄學會支會
印刷所　東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地　明教社